

三重県公安委員会事務専決規程

昭和42年10月31日

三重県公安委員会規程第4号

改正	昭和43年8月31日三重県公安委員会規程第5号	昭和46年6月8日三重県公安委員会規程第2号
	昭和47年4月1日三重県公安委員会規程第5号	昭和47年11月15日三重県公安委員会規程第8号
	昭和51年3月30日三重県公安委員会規程第3号	昭和53年9月29日三重県公安委員会規程第3号
	昭和58年7月22日三重県公安委員会規程第3号	平成6年3月25日三重県公安委員会規程第3号
	平成6年10月21日三重県公安委員会規程第8号	平成7年3月24日三重県公安委員会規程第1号
	平成10年2月27日三重県公安委員会規程第1号	平成15年9月17日三重県公安委員会規程第5号
	平成16年2月27日三重県公安委員会規程第1号	平成17年2月1日三重県公安委員会規程第1号
	平成17年4月18日三重県公安委員会規程第3号	平成17年11月14日三重県公安委員会規程第6号
	平成18年3月24日三重県公安委員会規程第2号	平成18年9月4日三重県公安委員会規程第5号
	平成18年9月26日三重県公安委員会規程第7号	平成19年2月7日三重県公安委員会規程第2号
	平成19年6月1日三重県公安委員会規程第6号	平成19年7月13日三重県公安委員会規程第7号
	平成20年3月21日三重県公安委員会規程第4号	平成20年3月24日三重県公安委員会規程第5号
	平成20年8月1日三重県公安委員会規程第7号	平成20年11月25日三重県公安委員会規程第8号
	平成20年11月26日三重県公安	平成21年3月24日三重県公安

委員会規程第 9 号	委員会規程第 2 号
平成21年12月25日三重県公安	平成22年 1 月15日三重県公安
委員会規程第 3 号	委員会規程第 1 号
平成22年 2 月19日三重県公安	平成23年 3 月11日三重県公安
委員会規程第 2 号	委員会規程第 2 号
平成24年10月30日三重県公安	平成25年12月17日三重県公安
委員会規程第 3 号	委員会規程第 4 号
平成26年 5 月28日三重県公安	平成26年 9 月18日三重県公安
委員会規程第 4 号	委員会規程第 5 号
平成27年 3 月 3 日三重県公安	平成27年 5 月25日三重県公安
委員会規程第 1 号	委員会規程第 5 号
平成28年 3 月 1 日三重県公安	平成28年 3 月23日三重県公安
委員会規程第 3 号	委員会規程第 5 号
平成28年 9 月30日三重県公安	平成28年11月30日三重県公安
委員会規程第 9 号	委員会規程第10号
平成29年 2 月20日三重県公安	平成30年 1 月25日三重県公安
委員会規程第 2 号	委員会規程第 1 号
平成30年 3 月19日三重県公安	平成30年10月19日三重県公安
委員会規程第 3 号	委員会規程第 5 号
令和元年 8 月23日三重県公安	令和 2 年 3 月27日三重県公安
委員会規程第 3 号	委員会規程第 2 号
令和 3 年 7 月30日三重県公安	令和 4 年 3 月 8 日三重県公安
委員会規程第 6 号	委員会規程第 2 号
令和 4 年 5 月13日三重県公安	令和 5 年 6 月30日三重県公安
委員会規程第 7 号	委員会規程第 5 号

三重県公安委員会事務専決規程を次のように定める。

#### 三重県公安委員会事務専決規程

第 1 条 この規程は、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務のうち、公安委員会の名において、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）が専決することができる事務の範囲を定めるものとする。

第2条 本部長は、別に定めるもののほか、別表左欄に掲げる法令等に基づく当該右欄に掲げる事務その他軽易な事務を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、この限りでない。

第3条 本部長は、警察の責務を達成するため緊急やむを得ない場合は、前条前段の規定にかかわらず、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、この場合においては、速やかに公安委員会の承認を受けなければならない。

第4条 本部長は、第2条の規定により専決することができる事務のうち、定例又は軽易なものを、三重県警察本部の部長及び課長並びに警察署長に専決させることができる。

第5条 本部長は、この規程により専決した事務のうち、銃砲刀剣類所持等取締法第27条の3の許可に関する事務については、専決した内容及び理由を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

2 本部長は、この規程により専決した事務のうち、示威行進及び集団示威運動に関する事務については、その概要を毎月取りまとめ、翌月開催される公安委員会に報告しなければならない。

#### 附 則

1 この規程は、昭和42年11月1日から施行する。

2 三重県警察本部長専決規程（昭和29年三重県公安委員会規程第2号）は、廃止する。

附 則（昭和43年8月31日三重県公安委員会規程第5号）

この規程は、昭和43年9月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月8日三重県公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和46年6月8日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日三重県公安委員会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年11月15日三重県公安委員会規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日三重県公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月29日三重県公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和53年9月29日から施行する。

附 則（昭和58年7月22日三重県公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和58年7月23日から施行する。

附 則（平成6年3月25日三重県公安委員会規程第3号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月21日三重県公安委員会規程第8号）

この規程は、平成6年10月21日から施行する。

附 則（平成7年3月24日三重県公安委員会規程第1号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月27日三重県公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月17日三重県公安委員会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月27日三重県公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月1日三重県公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月18日三重県公安委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月14日三重県公安委員会規程第6号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県公安委員会事務専決規程の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月24日三重県公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月4日三重県公安委員会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月26日三重県公安委員会規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月7日三重県公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月1日三重県公安委員会規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月13日三重県公安委員会規程第7号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県公安委員会事務専決規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月21日三重県公安委員会規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日三重県公安委員会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月1日三重県公安委員会規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月25日三重県公安委員会規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月26日三重県公安委員会規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。ただし、別表道路交通法の項及び指定車両移動保管機関等に関する規則の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第1項又は第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第106条第1項（同法第百21条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものをいう。）については、改正前の三重県公安委員会事務専決規程別表民法（明治29年法律第89号）の項、県が所管する公益法人および公益信託に関する条例（平成14年三重県条例第42号）の項及び三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則（平成14年三重県公安委員会規則第8号）の項の規定は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成21年3月24日三重県公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月25日三重県公安委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年1月15日三重県公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月19日三重県公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表道路交通法の項及び道路交通法施行規則の項の改正規定は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年3月11日三重県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月30日三重県公安委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月17日三重県公安委員会規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表に三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年5月28日三重県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年9月18日三重県公安委員会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月3日三重県公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月25日三重県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日三重県公安委員会規程第3号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日三重県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の項の規定は平成28年4月1日から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）

附則第 2 条第 1 項の改正規定は平成28年 3 月23日から施行する。

附 則（平成28年 9 月30日三重県公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成28年 9 月30日から施行する。

附 則（平成28年11月30日三重県公安委員会規程第10号）

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年 2 月20日三重県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成29年 3 月12日から施行する。

附 則（平成30年 1 月25日三重県公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成30年 1 月25日から施行する。

附 則（平成30年 3 月19日三重県公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成30年 3 月19日から施行する。

附 則（平成30年10月19日三重県公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（令和元年 8 月23日三重県公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月27日三重県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月30日三重県公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 8 日三重県公安委員会規程第 2 号）

この規程は、令和 4 年 3 月15日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月13日三重県公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和 4 年 5 月13日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月30日三重県公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和 5 年 6 月30日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

関係法令名等	専 決 事 項
警察法（昭和29年法律第162号）	<p>第60条第1項の規定による援助の要求又は同意に関するものうち次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定に基づく府県境付近の特定地域内で発生した特定重要事件の初動捜査活動要員の7日以内の援助に関する事。</li> <li>・ 犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条に基づく専門捜査員の派遣の要求及び派遣に関する事。</li> <li>・ 大規模災害発生時における広域緊急援助隊その他の要員の援助の要求及び派遣に関する事。</li> <li>・ 突発重大事故発生時の援助の要求及び派遣に関する事。</li> </ul>
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	<p>同法の規定による手続に関する事。ただし、次の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第26条（第61条において準用する場合を含む。）の規定による執行停止の取消しに関する事。</li> <li>・ 第45条、第46条第1項、第47条（第61条において準用する場合を含む。）及び第49条の規定による裁決に関する事。</li> <li>・ 第58条及び第59条の規定による決定に関する事。</li> </ul>
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）	<p>第3条第2項の規定による主宰者の指名に関する事。ただし、公安委員会が主宰者を指名する場合を除く。</p> <p>第8条の規定による聴聞の通知に関する事。</p> <p>第9条の規定による聴聞の期日又は場所の変更に関する事。</p> <p>第10条第2項の規定による文書等の閲覧に関する事。</p> <p>第12条の規定による聴聞の審査の公開に関する事。</p> <p>第16条の規定による聴聞の再開に関する事。</p> <p>第19条の規定による聴聞調書等の閲覧に関する事。</p> <p>第20条の規定による弁明の通知に関する事。</p> <p>第21条の規定による弁明録取者の指名に関する事。</p> <p>第24条第2項の規定による弁明の機会の付与の期日又は場所の変更に関する事。</p>
刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）	<p>第141条の2の規定による逮捕状を請求することができる司法警察職員を指定し、又は変更した場合の通知に関する事。</p>
犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判	<p>第23条で準用する刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第141条の2の規定による没収保全等を請求することができる司法警察員を指定し、又は変更した場合の通知に関する事。</p>



所規則第10号)	
犯罪捜査のための通信傍受に関する規則 (平成12年最高裁判所規則第6号)	第2条第2項の規定による傍受令状を請求することができる司法警察員を指定し、又は変更した場合の通知に関する事。
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)	第10条第1項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受理に関する事。 第12条第1項の規定による仮給付金を支給する旨の決定に関する事。 第13条第1項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭命令又は受診命令に関する事。 第13条第2項の規定による公務所又は公私の団体への照会及び報告徴収に関する事。
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号)	第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出に関する事。 第20条第1項の規定による犯罪被害者等給付金に係る裁定、当該申請の却下又は仮給付金を支給する旨の決定の通知に関する事。 第20条第2項の規定による犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書の交付に関する事。 第23条第2項の規定による申請書に添付しなければならない書類の省略に関する事。
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 (平成14年国家公安委員会規則第1号)	第2条の規定による指定の公示に関する事。 第3条第1項の規定による第1条第1項第1号(名称を除く。)又は第2号に掲げる事項の変更に係る申請書の提出に関する事。 第3条第2項の規定による規則第1条第1項第3号に掲げる事項、同条第2項第6号の事業規程又は同項第7号の情報管理規程の変更の承認に関する事。 第3条第3項の規定による変更に係る公示に関する事。 第3条第4項の規定による第1条第2項第1号から第5号までに掲げる書類又は同項第8号から第10号までに掲げる書類の内容の変更に係る書類の提出に関する事。 第8条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の提出及び変更に関する事。 第8条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出に関する事。 第8条第3項の規定による財政の状況又はその事業の運営に関する報告又は資料の提出の要求に関する事。

	<p>第11条の規定による関係機関への意見聴取に関すること。</p> <p>第12条の規定による指定の取消しの公示に関すること。</p>
<p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）</p>	<p>第9条第1項の規定による国外犯罪被害弔慰金等の支給に係る裁定の申請の受理に関すること。</p> <p>第13条第1項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭命令又は受診命令に関すること。</p> <p>第13条第2項の規定による公務所又は公私の団体への照会及び報告徴収に関すること。</p>
<p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）</p>	<p>第10条第1項の規定による国外犯罪被害弔慰金等の支給に係る裁定又は当該申請を却下する旨の決定の通知に関すること。</p> <p>第10条第2項の規定による国外犯罪被害弔慰金等支払請求書の交付に関すること。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</p>	<p>第40条第1項の規定による報告若しくは資料の提出要求又は立入検査に関すること。</p> <p>第44条第2項の規定による報告に関すること。</p> <p>第45条の規定による適切な措置の求めに関すること。</p>
<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）</p>	<p>第230条第1項の規定による再審査の申請の手続に関すること。</p> <p>第232条第1項の規定による事実の申告の手続に関すること。</p> <p>第230条第3項及び第232条第3項において準用する第160条第1項の規定による審査の申請に関して必要な調査に関すること。</p> <p>第230条第3項及び第232条第3項において準用する第160条第2項の規定による留置業務管理者に対する報告若しくは資料その他の物件の提出命令又は申請人その他の関係者に対する質問若しくは物件の提出若しくは提出物件の留置若しくは検証に関すること。</p> <p>第232条第3項において準用する第164条第4項の規定による再発防止のための措置に関すること。</p>
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）</p>	<p>第5条第1項ただし書（第15条の2第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）又は第34条第1項ただし書（第35条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取を公開しないこととする旨の決定に関すること。</p> <p>第5条第2項（第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）又は第34条第2項（第35条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取に係る通知及び公示に関すること。</p> <p>第6条第4項又は第8条第5項の規定による確認の通知の受理に</p>

関すること。ただし、指定の要件に該当しない旨の確認の場合を除く。

第7条第1項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示に関すること。

第7条第3項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の通知に関すること。

第7条第4項（第15条の2第8項及び第30条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による公示事項の変更の公示に関すること。

第8条第3項の規定による指定の取消しに関すること。

第13条の規定による申出の受理及び援助を行う旨の決定に関すること。

第14条第1項の規定による援助を行う旨の決定に関すること。

第14条第2項の規定による講習の計画の決定に関すること。

第14条第2項の規定による講習の実施に関すること。

第14条第3項の規定による講習の通知に関すること。

第15条第4項の規定による標章の貼付け及び同条第5項の規定による標章の取除きに関すること。

第15条の2第5項の規定による標章の貼付け及び同条第6項の規定による標章の取除きに関すること。

第28条第1項の規定による援護又は必要な措置を行う旨の決定に関すること。

第28条第2項の規定による啓発を行う旨の決定に関すること。

第28条第3項の規定による暴力追放運動推進センターから報告を求める旨の決定に関すること。

第30条の11第3項の規定による標章の貼付け及び同条第4項の規定による標章の取除きに関すること。

第32条の3第5項の規定による暴力追放運動推進センターに対する改善に必要な措置を採るべきことの命令に関すること。

第33条第1項の規定による報告又は資料の提出要求の決定に関すること。

第33条第1項の規定による立入りの実施の決定に関すること。

	<p>第34条第4項の規定による許可に関すること。</p> <p>第36条の規定による国家公安委員会に対する報告又は通報の受理に関すること。</p> <p>第36条第4項の規定による官庁、公共団体その他の者に対する協力の要求に関すること。</p>
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）</p>	<p>第17条第2項の規定による責任者選任届出書の受理に関すること。</p> <p>第19条第2項の規定による責任者講習受講申込書の受理に関すること。</p> <p>第19条第3項の規定による責任者講習受講修了書の交付に関すること。</p> <p>第21条第1項又は第30条第1項の規定による指定の期限の延長に係る通知に関すること。</p> <p>第26条第1項の規定による連絡の受理に関すること。</p> <p>第35条第1項の規定による提出資料目録の作成及び同条第2項の規定による提出資料目録の写しの交付に関すること。</p> <p>第35条第3項の規定による提出資料の返還に関すること。</p> <p>第39条から第41条までの規定による公安委員会相互の協力に関すること。</p> <p>第47条第3項（第48条第3項において準用する場合を含む。）の規定による書類の送達に係る記録の作成に関すること。</p>
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）</p>	<p>第2条第2項の規定による意見聴取官に主宰させることができることと決定された意見聴取に係る主宰者たる意見聴取官の決定に関すること。</p> <p>第9条第1項の規定による代理人選任届出書の受理に関すること。</p> <p>第10条第1項の規定による補佐人の出席申請書の受理に関すること。</p> <p>第10条第1項の規定による補佐人の出席の許可に関すること。</p> <p>第10条第2項の規定による補佐人の出席に係る通知に関すること。</p> <p>第11条の規定による補佐人としての付添いの勧告に関すること。</p> <p>第12条第1項の規定による参考人の出席要求に関すること。</p> <p>第12条第2項の規定による参考人の出席の申出に係る申出書の受理に関すること。</p> <p>第12条第3項の規定による参考人の出席に係る通知に関するこ</p>

と。

第16条第1項の規定による意見聴取の期日（場所）変更申出書の受理に関する事。

第16条第2項の規定による意見聴取の期日又は場所の変更に関する事。

第16条第3項の規定による意見聴取期日（場所）変更通知書による通知及び公示に関する事。

第17条第1項の規定による陳述書の提出要求に関する事。

第17条第2項の規定による陳述書の受理に関する事。

第23条第1項の規定による意見聴取の続行の場合の期日及び場所の決定に関する事。ただし、意見聴取期日において主宰者が期日及び場所の決定をしている場合を除く。

第23条第2項の規定による意見聴取の続行の通知及び公示に関する事。

第27条の規定による証拠書類等の受理に関する事。

第34条第1項の規定による意見聴取期日外における証拠調に関する事。ただし、意見聴取期日において主宰者が期日外証拠調の決定をしている場合を除く。

第34条第2項の規定による意見聴取期日外における証拠調の日時及び場所の通知に関する事。

第35条第1項の規定による提出物目録の作成及び同条第2項の規定による提出物目録の写しの交付に関する事。ただし、提出物が意見聴取期日以外の時に提出された場合に限る。

第35条第2項の規定による証拠書類若しくは証拠物又は物件の返還に関する事。

第38条の規定による意見聴取の公示に伴う措置に関する事。

第39条第1項の規定による意見聴取の期日又は場所の変更の申出に係る連絡に関する事。

第39条第2項の規定による意見聴取の期日又は場所の変更の決定に関する事。

第39条第2項の規定による意見聴取期日（場所）変更通知書による通知及び公示に関する事。

第40条第1項の規定による意見聴取の再開に関する事。

第40条第2項に規定による意見聴取の再開に係る通知及び公示に関する事。

第41条第2項の規定による書類の送達に係る記録の作成に関する

	こと。
三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）	第27条の規定による説明又は資料の提出要求の決定に関すること。 第29条第2項の規定による意見を述べる機会の付与に関すること。
三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）	第4条第1項の規定による弁明の機会の付与に関すること。 第4条第2項の規定による弁明の通知に関すること。 第4条第3項の規定による口頭による弁明の聴取の指定に関すること。 第4条第4項の規定による弁明書の受理に関すること。 第4条第5項の規定による証拠資料の受理に関すること。 第5条第2項の規定による弁明の日時等変更申出書の受理に関すること。 第5条第3項の規定による口頭による弁明の聴取の日時又は場所の変更に関すること。 第5条第4項の規定による弁明の聴取の日時等の決定の通知に関すること。 第8条第1項の規定による説明・資料提出要求の通知に関すること。 第8条第2項の規定による口頭による説明の要求に関すること。 第8条第3項の規定による説明・資料提出書の受理に関すること。 第9条第2項の規定による説明の日時等変更申出書の受理に関すること。 第9条第3項の規定による口頭による説明の聴取の日時又は場所の変更に関すること。 第9条第4項の規定による説明の聴取の日時等の決定の通知に関すること。 第12条第1項の規定による意見の聴取の通知に関すること。 第12条第2項の規定による申述書の受理に関すること。 第12条第3項の規定による証拠資料の受理に関すること。 第13条第2項の規定による意見の陳述の期日等変更申出書の受理に関すること。 第13条第3項の規定による口頭による意見の聴取の期日又は場所の変更に関すること。 第13条第4項の規定による意見の聴取の期日等の決定の通知に関

	<p>すること。</p> <p>第14条第3項の規定による代理人選任届出書の受理に関する こと。</p> <p>第14条第4項の規定による代理人資格喪失届出書の受理に関する こと。</p>
<p>暴力追放運動推進セ ンターに関する規則 (平成3年国家公安 委員会規則第7号)</p>	<p>第1条第1項の規定による都道府県暴力追放運動推進センターの 指定に係る申請書の受理に関すること。</p> <p>第2条の規定による指定の公示に関すること。</p> <p>第3条第1項の規定による名称等の変更に係る書面の受理に関す ること。</p> <p>第3条第2項の規定による名称等の変更に係る公示に関するこ と。</p> <p>第3条第3項の規定による書類の変更届の受理に関すること。</p> <p>第7条第1項の規定による相談事業の実施に関する規程の承認に 関すること。</p> <p>第8条第1項の規定による相談事業の開始に係る届出の受理に関 すること。</p> <p>第8条第2項の規定による相談事業の開始の届出に係る公示に関 すること。</p> <p>第9条第1項の規定による相談事業の休廃止に係る届出の受理に 関すること。</p> <p>第9条第2項の規定による相談事業の再開に係る届出の受理に関 すること。</p> <p>第9条第3項の規定による相談事業の休廃止又は再開の届出に係 る公示に関すること。</p> <p>第12条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理に関 すること。</p> <p>第12条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理に関 すること。</p> <p>第12条第3項の規定による事業の運営又は財産の状況に関する報 告又は資料提出の要求に関すること。</p> <p>第13条第1項の規定による役員の解任の勧告に関すること。</p> <p>第13条第2項の規定による暴力追放相談委員の解任の勧告に関す ること。</p> <p>第14条の規定による指定の取消しに係る公示に関すること。</p>
<p>不当要求情報管理機</p>	<p>第2条の規定による不当要求情報管理機関の適格性の審査及び登</p>

<p>関登録規程（平成30年 国家公安委員会告示第5号）</p>	<p>録に関すること。</p> <p>第4条第1項（第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理に関すること。</p> <p>第5条（第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の実施に関すること。</p> <p>第6条（第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付に関すること。</p> <p>第8条第1項の規定による登録の更新に係る申請の受理に関すること。</p> <p>第9条第1項の規定による登録事項又は記載内容の変更に係る書面の受理に関すること。</p> <p>第9条第2項の規定による変更届書に係る登録証の書換えに関すること。</p> <p>第10条第1項の規定による所在地の移転登記の申請の受理に関すること。</p> <p>第11条の規定による事業の廃止に係る届出の受理に関すること。</p> <p>第12条の規定による登録の取消し及び通知に関すること。</p> <p>第13条の規定による返納に係る登録証の受理に関すること。</p> <p>第14条の規定による事業の実施状況の報告の要求に関すること。</p>
<p>警備業法（昭和47年 法律第117号）</p>	<p>第4条の規定による認定に関すること。</p> <p>第5条第1項の規定による認定申請書の受理に関すること。</p> <p>第5条第2項の規定による通知及び認定証の交付に関すること。</p> <p>第5条第3項の規定による通知に関すること。</p> <p>第5条第5項の規定による認定証の亡失等の届出の受理に関すること。</p> <p>第5条第5項の規定による認定証の再交付に関すること。</p> <p>第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新申請の受理に関すること。</p> <p>第7条第2項の規定による認定証の有効期間の更新に関すること。</p> <p>第7条第3項の規定による認定証の有効期間を更新しない旨の通知に関すること。</p> <p>第9条の規定による営業所の設置等の届出の受理に関すること。</p> <p>第10条の規定による廃止届出の受理に関すること。</p> <p>第11条第1項（第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理に関すること。</p>



第11条第2項の規定による他都道府県公安委員会に対する通知に関すること。

第11条第3項の規定による認定証の書換えに関すること。

第12条の規定による認定証の返納等の受理に関すること。

第16条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による服装の届出の受理に関すること。

第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付に関すること。

第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習の実施に関すること。

第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習の委託に関すること。

第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定に関すること。

第22条第5項（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者資格者証の変更届出の受理に関すること。

第22条第5項（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換えに関すること。

第22条第6項（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者資格者証の亡失等の届出の受理に関すること。

第22条第6項（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付に関すること。

第22条第8項の規定による警備員指導教育責任者に選任した者に対する講習に関すること。

第22条第8項の規定による警備員指導教育責任者に選任した者に対する講習の委託に関すること。

第23条の規定による警備員等の知識及び能力の検定に関すること。

第40条の規定による機械警備業務の届出の受理に関すること。

第41条の規定による基地局の廃止等の届出の受理に関すること。

第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付に関すること。

第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習の実施

	<p>に関すること。</p> <p>第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習の委託に関すること。</p> <p>第42条第2項第2号の規定による機械警備業務管理者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定に関すること。</p> <p>第46条の規定による警備業務に関する報告、資料の提出要求に関すること。</p> <p>第47条の規定による警備業者の営業所、基地局又は待機所への立入りに関すること。</p> <p>第48条の規定による警備業者に対する指示に関すること。</p> <p>第50条第2項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示に関すること。</p>
<p>警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）</p>	<p>第7条第1項の規定による認定証の再交付申請書の受理に関すること。</p> <p>第20条第1項の規定による認定証の書換え申請書の受理に関すること。</p> <p>第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任の承認に関すること。</p> <p>第42条第1項（第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付申請書の受理に関すること。</p> <p>第43条第1項（第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換え申請書の受理に関すること。</p> <p>第43条第3項（第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付申請書の受理に関すること。</p> <p>第44条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の返納命令書の交付に関すること。</p> <p>第44条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の返納の受理に関すること。</p> <p>第44条第2項の規定による合格証明書の返納の受理に関すること。</p>
<p>警備員指導教育責任者及び機械警備業務</p>	<p>第2条（第13条において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者講習の公示に関すること。</p>

<p>管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）</p>	<p>第4条第1項（第13条において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者講習の受講申込書の受理に関すること。</p> <p>第5条の規定による警備員指導教育責任者講習の講習事項等及び修了考査に関すること。</p> <p>第7条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付に関すること。</p> <p>第7条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付申請の受理に関すること。</p> <p>第7条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付に関すること。</p> <p>第11条の規定による機械警備業務管理者講習の講習事項及び修了考査に関すること。</p> <p>第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付に関すること。</p>
<p>警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）</p>	<p>第7条の規定による警備員等の検定に係る試験の期日、場所等の公示に関すること。</p> <p>第8条第2項の規定による2級検定合格後、警備業務従事期間が1年以上である者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者の認定に関すること。</p> <p>第9条第1項の規定による検定申請の受理に関すること。</p> <p>第10条の規定による受検票の交付に関すること。</p> <p>第11条の規定による成績証明書の交付に関すること。</p> <p>第12条第1項の規定による成績証明書の書換えの受理に関すること。</p> <p>第12条第1項の規定による成績証明書の書換えに関すること。</p> <p>第12条第2項の規定による成績証明書の再交付の受理に関すること。</p> <p>第12条第2項の規定による成績証明書の再交付に関すること。</p> <p>第14条第1項の規定による合格証明書の交付申請書の受理に関すること。</p> <p>第14条第1項の規定による合格証の交付に関すること。</p> <p>第15条第1項の規定による合格証明書の書換え申請書の受理に関すること。</p> <p>第15条第1項の規定による合格証明書の書換えに関すること。</p>

	<p>第15条第3項の規定による合格証明書の再交付申請書の受理に関すること。</p> <p>第15条第3項の規定による合格証明書の再交付に関すること。</p>
機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年三重県公安委員会規則第1号）	<p>第1条の規定による即応体制の警備業務対象施設の認定に関すること。</p>
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	<p>第4条第1項の規定による届出書の受理に関すること。</p> <p>第4条第2項の規定による廃止又は変更届出書の受理に関すること。</p> <p>第4条第3項の規定による届出があったことを証する書面の交付に関すること。</p> <p>第13条第1項の規定による探偵業務に関する報告若しくは資料の提出の要求又は探偵業者の営業所に対する立入りに関すること。</p> <p>第14条の規定による探偵業者に対する指示に関すること。</p>
航空法（昭和27年法律第231号）	<p>第131条の2の5第9項の規定による保安検査に係る改善命令の協議に関すること。</p> <p>第131条の2の6第4項の規定による預入手荷物検査に係る改善命令の協議に関すること。</p> <p>第134条第5項の規定による報告徴収又は立入検査に係る協議に関すること。</p>
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）	<p>第4条第2項の規定による探偵業届出証明書再交付申請書の受理及び探偵業届出証明書の再交付に関すること。</p> <p>第4条第3項及び第4項の規定による探偵業届出証明書の返納に関すること。</p>
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	<p>第3条第1項の規定による風俗営業の許可に関すること。</p> <p>第3条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の許可に係る条件の付与及び変更に関すること。</p> <p>第4条第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による火災、震災等で風俗営業所を滅失したために廃業した者に係る風俗営業の許可に関すること。</p> <p>第5条第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の許可申請書の受理に関すること。</p> <p>第5条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の許可証の交付に関すること。</p>

第5条第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の不許可の通知に関すること。

第5条第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の許可証の再交付申請の受理及び再交付に関すること。

第7条第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の相続の承認申請の受理及び相続の承認に関すること。

第7条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の相続に係る許可証の書換えに関すること。

第7条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の相続の不承認に係る許可証の返納の受理に関すること。

第7条の2第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業者たる法人の合併の承認に関すること。

第7条の2第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業者たる法人の合併に係る許可証の書換えに関すること。

第7条の3第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業者たる法人の分割の承認に関すること。

第7条の3第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業者たる法人の分割に係る許可証の書換えに関すること。

第9条第1項及び第2項（第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業に係る構造又は設備の変更の承認に関すること。

第9条第3項（第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業者の氏名等の変更の届出の受理に関すること。

第9条第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の許可証の書換えに関すること。

第9条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者の構造又は設備の変更の届出の受理に関すること。

第10条第1項及び第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の許可証の返納の受理に関すること。

第10条の2第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者の認定に関する事。

第10条の2第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者の認定申請の受理に関する事。

第10条の2第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者の認定証の交付に関する事。

第10条の2第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者の不認定の通知に関する事。

第10条の2第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者の認定証の再交付申請の受理及び再交付に関する事。

第10条の2第7項及び第9項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者の認定証の返納の受理に関する事。

第20条第2項の規定による遊技機の認定に関する事。

第20条第4項の規定による遊技機の検定に関する事。

第20条第5項の規定による遊技機の認定及び検定の試験事務の委託に関する事。

第24条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業者に対する管理者の解任勧告に関する事。

第24条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業の管理者に対する講習の実施に関する事。

第25条の規定による風俗営業者に対する指示に関する事。

第27条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の開始の届出の受理に関する事。

第27条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止又は届出事項の変更に係る届出の受理に関する事。

第27条第4項の規定による店舗型性風俗特殊営業の開始又は届出事項の変更に係る届出確認書の交付に関する事。

第29条の規定による店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示に関する事。

第31条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令に係る標章のはり付けに関する事。

第31条第2項及び第3項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令に係る標章の取り除き申請の受理及び当該標章の取り除きに関する事。

第31条の2第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の開始の届出の受理に関すること。

第31条の2第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の廃止又は届出事項の変更に係る届出の受理に関すること。

第31条の2第4項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の開始又は届出事項の変更の届出に係る届出確認書の交付に関すること。

第31条の4第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示に関すること。

第31条の4第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者等の違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることに関すること。

第31条の5第3項の規定による受付所営業の停止命令に係る標章のはり付けに関すること。

第31条の5第3項の規定による受付所営業の停止命令に係る標章の取り除き申請の受理及び当該標章の取り除きに関すること。

第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示又は営業停止命令若しくは受付所営業の廃止命令に係る処分移送通知書の送付に関すること。

第31条の6第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示又は営業停止命令若しくは受付所営業の廃止命令に係る処分移送通知書の受理及び同項第1号の規定による指示に関すること。

第31条の6第3項の規定による処分移送通知書により処分した受付所営業の停止命令に係る標章のはり付けに関すること。

第31条の6第3項の規定による処分移送通知書により処分した受付所営業の停止命令に係る標章の取り除き申請の受理及び当該標章の取り除きに関すること。

第31条の7第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の開始の届出の受理に関すること。

第31条の7第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の廃止又は届出事項の変更に係る届出の受理に関すること。

第31条の7第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の開始又は届出事項の変更の届出に係る届出確認書の交付に関すること。

第31条の9第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示に関すること。

第31条の9第2項の規定による自動公衆送信装置設置者に対する勧告に関すること。

第31条の9第3項の規定による自動公衆送信装置設置者に対し勧告する場合の総務大臣との協議に関すること。

第31条の10及び第31条の11第2項第2号の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する当該営業を営む方法についての必要な措置をとるための命令に関すること。

第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示又は必要な措置をとるための命令に係る処分移送通知書の送付に関すること。

第31条の11第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示又は必要な措置をとるための命令に係る処分移送通知書の受理及び同項第1号の規定による指示に関すること。

第31条の12第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の開始の届出の受理に関すること。

第31条の12第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止又は届出事項の変更に係る届出の受理に関すること。

第31条の12第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の開始又は届出事項の変更の届出に係る届出確認書の交付に関すること。

第31条の14の規定による店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示に関すること。

第31条の16第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止命令に係る標章のはり付けに関すること。

第31条の16第2項及び第3項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止命令に係る標章の取り除き申請の受理及び当該標章の取り除きに関すること。

第31条の17第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の開始の届出の受理に関すること。

第31条の17第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は届出事項の変更に係る届出の受理に関すること。

第31条の17第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の開始又は届出事項の変更の届出に係る届出確認書の交付に関すること。

第31条の19第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示に関すること。

第31条の19第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む



者等の違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることに関する事。

第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示又は営業停止命令に係る処分移送通知書の送付に関する事。

第31条の21第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示又は営業停止命令に係る処分移送通知書の受理及び同項第1号の規定による指示に関する事。

第31条の22の規定による特定遊興飲食店営業の許可に関する事。

第31条の24の規定による特定遊興飲食店営業者に対する指示に関する事。

第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の開始の届出の受理に関する事。

第33条第2項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は届出事項の変更の届出の受理に関する事。

第34条第1項の規定による飲食店営業者に対する指示に関する事。

第35条の4第1項の規定による接客業務受託営業を営む者に対する指示に関する事。

第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による接客業務受託営業を営む者に対する指示又は営業停止命令に係る処分移送通知書の送付に関する事。

第35条の4第4項の規定による接客業務受託営業を営む者に対する指示又は営業停止命令に係る処分移送通知書の受理及び同項第1号の規定による指示に関する事。

第37条第1項の規定による風俗営業者等に対する報告又は資料提出の要求に関する事。

第38条第1項の規定による少年指導委員の委嘱に関する事。

第38条第5項の規定による少年指導委員の研修に関する事。

第38条第6項の規定による少年指導委員の解嘱に関する事。

第38条の2第2項の規定による少年指導委員に対する指示に関する事。

第38条の2第3項の規定による報告受理に関する事。

第38条の4の規定による風俗環境保全協議会の設置に関する事。

	<p>第39条第2項第5号から第7号までの規定による風俗環境浄化協会への管理者講習並びに構造及び設備等の調査の委託に関すること。</p> <p>第39条第3項の規定による風俗環境浄化協会に対する改善措置命令に関すること。</p> <p>第41条第2項の規定による聴聞を行う旨の通知並びに期日及び場所の公示に関すること。</p> <p>第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理に関すること。</p> <p>第41条の3第2項の規定による都道府県公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理に関すること。</p> <p>第42条の規定による飲食店営業等の停止の際の当該営業の所轄庁に対する通知に関すること。</p> <p>第44条第1項の規定による健全化を図る目的で組織する風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の団体の届出の受理に関すること。</p> <p>第44条第2項の規定による風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の団体に対する必要な助言、指導その他の措置に関すること。</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）</p>	<p>第10条第2項（第78条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への許可の通知及び許可証の交付に関すること。</p> <p>第10条第3項（第78条第2項において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業管理者証の交付に関すること。</p> <p>第14条第1項（第82条において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業者たる法人の合併の承認申請の受理に関すること。</p> <p>第15条第1項（第83条において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業者たる法人の分割の承認申請の受理に関すること。</p> <p>第16条第1項（第22条、第84条及び第90条において準用する場合を含む。）の規定による承認の通知に関すること。</p> <p>第16条第2項（第22条、第84条及び第90条において準用する場合を含む。）の規定による不承認の通知に関すること。</p> <p>第17条（第22条、第85条及び第90条において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え申請書及び当該許可証の受理に関すること。</p> <p>第19条第1項の規定による変更承認申請書の受理に関すること。</p> <p>第20条第4項（第21条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出に係る風俗営業管理者証の交付又は書換えに関すること。</p>

第26条第2項（第94条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業の認定申請者への通知及び認定証の交付に関すること。

第40条第1項（第97条第3項において準用する場合を含む。）の規定による管理者講習の通知に関すること。

第40条第2項（第97条第3項において準用する場合を含む。）の規定による管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記した書面の受理に関すること。

第44条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の届出確認書不交付通知書の交付に関すること。

第45条の規定による店舗型性風俗特殊営業の届出確認書に係る再交付申請書の受理及び再交付に関すること。

第46条第1項及び第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の届出確認書に係る返納の受理に関すること。

第55条第2項の規定による受付所を設ける旨が記載されている届出書に係る届出確認書不交付通知書の交付に関すること。

第55条第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の届出確認書に係る再交付申請書の受理及び再交付に関すること。

第55条第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の届出確認書に係る返納の受理に関すること。

第61条第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の届出確認書に係る再交付申請書の受理及び再交付に関すること。

第61条第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の届出確認書に係る返納の受理に関すること。

第66条第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の届出確認書不交付通知書の交付に関すること。

第66条第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の届出確認書に係る再交付申請書の受理及び再交付に関すること。

第66条第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の届出確認書に係る返納の受理に関すること。

第72条第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書に係る再交付申請書の受理及び再交付に関すること。

第72条第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書に係る返納の受理に関すること。

第88条第4項（第89条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出に係る特定遊興飲食店営業管理者証の交付又は書換

	<p>えに関すること。</p> <p>第110条の規定による風俗環境保全協議会員の委員の委嘱に関する こと。</p>
少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）	<p>第2条第1項の規定による少年指導委員の活動区域の指定に関する こと。</p> <p>第2条第2項の規定による少年指導委員の氏名及び連絡先の関係 住民への周知のための措置に関すること。</p>
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	<p>第1条第1項の規定による風俗環境浄化協会の指定に係る申請の受 理に関すること。</p> <p>第2条の規定による風俗環境浄化協会に指定した一般社団法人又 は一般財団法人の名称等の公示に関すること。</p> <p>第3条第1項の規定による風俗環境浄化協会に指定した一般社団 法人又は一般財団法人の名称等の変更に係る届出の受理に関するこ と。</p> <p>第3条第2項の規定による風俗環境浄化協会に指定した一般社団 法人又は一般財団法人の名称等の変更の公示に関すること。</p> <p>第5条第1項の規定による風俗環境浄化協会の事業計画書及び収 支予算書の受理に関すること。</p> <p>第5条第2項の規定による風俗環境浄化協会の事業報告書及び収 支決算書の受理に関すること。</p> <p>第5条第3項の規定による風俗環境浄化協会に対する事業に関す る報告又は資料提出の要求に関すること。</p> <p>第6条の規定による風俗環境浄化協会の役員又は調査員の解任の 勧告に関すること。</p> <p>第7条の規定による風俗環境浄化協会の指定の取消しの公示に関 すること。</p> <p>第9条第4項の規定による風俗環境浄化協力団体に対する必要な 助言、指導その他の措置に関すること。</p>
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）	<p>第1条第1項の規定による遊技機の認定申請の受理に関するこ と。</p> <p>第2条第1項の規定による遊技機の認定試験に関すること。</p> <p>第2条第2項の規定による指定試験機関に対する遊技機の再試験 結果報告命令に関すること。</p> <p>第2条第3項の規定による遊技機等の提出要求に関すること。</p> <p>第3条第2項の規定による遊技機の認定の通知に関すること。</p> <p>第3条第3項の規定による遊技機の不認定の通知に関すること。</p>

	<p>第7条第1項の規定による遊技機の検定申請の受理に関する こと。</p> <p>第7条の2第2項の規定による確認申請の受理に関する こと。</p> <p>第7条の2第3項の規定による確認証明書の交付に関する こと。</p> <p>第7条の2第4項の規定による変更の届出の受理に関する こと。</p> <p>第7条の2第5項の規定による廃止の届出の受理に関する こと。</p> <p>第7条の2第7項の規定による確認の取消しの通知に関する こと。</p> <p>第8条第1項の規定による遊技機の検定試験に関する こと。</p> <p>第8条第2項の規定による指定試験機関に対する型式遊技機の再 試験結果報告命令に関する こと。</p> <p>第8条第3項の規定による型式検定遊技機等の提出要求に関する こと。</p> <p>第9条第1項の規定による遊技機の検定の通知及び公示に関する こと。</p> <p>第9条第2項の規定による遊技機の不検定の通知に関する こと。</p> <p>第11条第4項の規定による遊技機の検定の取消しの通知及び公示 に関する こと。</p> <p>第12条第1項の規定による遊技機試験事務の委託に係る試験機関 の指定の公示に関する こと。</p> <p>第29条第1項の規定による指定試験機関の休止等の場合の遊技機 試験事務の実施に関する こと。</p> <p>第29条第2項の規定による指定試験機関の休止等の場合の遊技機 試験事務の全部若しくは一部を実施する旨又は全部若しくは一部を 実施しない旨の公示に関する こと。</p>
<p>質屋営業法（昭和25 年法律第158号）</p>	<p>第2条の規定による質屋営業の許可に関する こと。</p> <p>第3条第2項の規定による質屋営業の不許可の場合の意見聴取等 に関する こと。</p> <p>第3条第3項の規定による質屋営業の不許可の通知に関する こと。</p> <p>第4条第1項の規定による質屋営業の営業内容変更の許可に関する こと。</p> <p>第4条第2項の規定による質屋営業の廃業、長期休業、記載事項 変更等の届出の受理に関する こと。</p> <p>第4条第3項の規定による死亡の届出の受理に関する こと。</p> <p>第7条第2項の規定による質物保管設備基準の制定に係る告示に 関する こと。</p>

	<p>関すること。</p> <p>第8条第1項の規定による質屋営業の許可証の交付に関する こと。</p> <p>第8条第2項の規定による質屋営業の許可証の書換えに関する こと。</p> <p>第8条第3項の規定による質屋営業の許可証の亡失又は盗難の届 出の受理に関すること。</p> <p>第8条第4項の規定による質屋営業の許可証の再交付申請の受理 及び再交付に関すること。</p> <p>第9条の規定による質屋営業の許可証の返納の受理に関するこ と。</p> <p>第26条第2項の規定による聴聞を行う旨の通知並びに期日及び場 所の公示に関すること。</p> <p>第27条の規定による他の公安委員会への通知に関すること。</p> <p>第28条第3項第1号の規定による質契約の終了行為をする者の承 認及び同条第5項の規定による終了行為の場所の承認並びに同条第 6項の規定による不承認に関すること。</p>
<p>質屋営業法施行規則 (昭和25年総理府令 第25号)</p>	<p>第9条の規定による質物保管設備の変更の届出の受理に関するこ と。</p> <p>第12条の規定による質屋営業の許可証の書換え申請書の受理に関 すること。</p>
<p>古物営業法(昭和24 年法律第108号)</p>	<p>第3条の規定による古物商又は古物市場主の許可に関すること。</p> <p>第5条第1項の規定による古物商又は古物市場主の許可申請書の 受理に関すること。</p> <p>第5条第2項の規定による古物商又は古物市場主の許可証の交付 に関すること。</p> <p>第5条第3項の規定による古物商又は古物市場主の不許可の通知 に関すること。</p> <p>第5条第4項の規定による古物商又は古物市場主の許可証の再交 付申請の受理及び再交付に関すること。</p> <p>第6条第2項の規定による営業所若しくは古物市場の所在地又は 古物商若しくは古物市場主の所在が確知できない場合の公告に関す ること。</p> <p>第7条第1項から第3項までの規定による古物商又は古物市場主 の変更届出書の受理に関すること。</p> <p>第7条第5項の規定による古物商又は古物市場主の許可証の書換</p>

	<p>えに関すること。</p> <p>第8条第1項及び第3項の規定による古物商又は古物市場主の許可証の返納の受理に関すること。</p> <p>第8条の2第1項の規定による電気通信回線に接続して自動公衆送信により公衆の閲覧に供することに関すること。</p> <p>第8条の2第2項の規定による電気通信回線に接続して自動公衆送信により公衆の閲覧に供する事項の変更に係る補正に関すること。</p> <p>第10条第1項及び第2項の規定による古物商の競り売りの届出に関すること。</p> <p>第10条第3項の規定による電気通信回線に接続して自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、買受けの申込みを通信手段により受ける方法を用いる競り売りの届出の受理に関すること。</p> <p>第10条の2第1項の規定による古物競りあっせん業の届出の受理に関すること。</p> <p>第10条の2第2項の規定による古物競りあっせん業の廃止又は届出事項の変更届出の受理に関すること。</p> <p>第13条第4項の規定による古物商又は古物市場主に対する管理者の解任勧告に関すること。</p> <p>第14条第1項及び第2項の規定による仮設店舗において古物営業を営む場合の届出の受理に関すること。</p> <p>第21条の5第1項の規定による古物競りあっせん業の認定に関すること。</p> <p>第21条の6第1項の規定による古物競りあっせん業を外国において営む者の認定に関すること。</p> <p>第23条第1項及び第2項の規定による古物商又は古物市場主等に対する指示に関すること。</p> <p>第25条第2項の規定による聴聞を行う旨の通知並びに期日及び場所の公示に関すること。</p> <p>第26条の規定による情報の提供に関すること。</p> <p>第27条第1項の規定による国家公安委員会規則で定める事項の報告に関すること。</p> <p>第27条第2項の規定による国家公安委員会規則で定める事項の通報に関すること。</p>
古物営業法施行規則 (平成7年国家公安	第6条の規定による古物市場の変更後の規約の受理又は主たる公安委員会への送付に関すること。

委員会規則第  
10号)

第12条第1項の規定による行商従業者証等の様式の承認に関する  
こと。

第12条第2項の規定による行商従業者証等の様式として承認した  
団体の名称等の公示及び承認の取消しの公示に関すること。

第19条の4第3項の規定による古物競りあっせん業の認定申請の  
受理に関すること。

第19条の7第1項の規定による古物競りあっせん業の認定をした  
場合の通知に関すること。

第19条の7第1項の規定による古物競りあっせん業の認定をした  
場合の公示に関すること。

第19条の7第2項の規定による古物競りあっせん業の認定をしな  
い場合の通知に関すること。

第19条の9第2項の規定による認定古物競りあっせん業の業務の  
実施の方法の記載事項に変更があった場合の届出の受理に関するこ  
と。

第19条の10第2項の規定による認定の取消しの公示に関するこ  
と。

第19条の11第3項の規定による外国古物競りあっせん業の認定申  
請の受理に関すること。

第19条の11の規定による外国古物競りあっせん業の認定をした場  
合の通知に関すること。

第19条の12の規定による外国古物競りあっせん業の認定の公示に  
関すること。

第19条の12の規定による外国古物競りあっせん業の認定をしな  
い場合の通知に関すること。

第19条の13第1項の規定による認定外国古物競りあっせん業の廃  
止又は届出事項の変更届出の受理に関すること。

第19条の14第2項の規定による認定を取り消した場合の公示に関  
すること。

第22条第1項の規定による盗品売買等防止団体に係る承認申請の  
受理に関すること。

第24条第1項の規定による盗品売買等防止団体の承認の通知及び  
公示に関すること。

第24条第2項の規定による盗品売買等防止団体の不承認の通知に  
関すること。

第25条第1項の規定による盗品売買等防止団体の名称等の変更の



	<p>届出の受理に関すること。</p> <p>第25条第3項の規定による盗品売買等防止団体の名称等の変更届出の公示に関すること。</p> <p>第25条第4項の規定による盗品売買等防止団体の定款等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>第26条第1項の規定による盗品売買等防止団体の事業計画書及び収支予算書の提出の受理に関すること。</p> <p>第26条第2項の規定による盗品売買等防止団体の事業報告書及び収支計算書の提出の受理に関すること。</p> <p>第26条第3項の規定による盗品売買等防止団体に対する回答業務に関する報告又は資料提出の要求に関すること。</p> <p>第27条の規定による盗品売買等防止団体に対する回答業務の運営に関する是正又は改善の勧告に関すること。</p> <p>第28条第1項の規定による盗品売買等防止団体が回答業務を廃止する届出の受理に関すること。</p> <p>第28条第3項の規定による盗品売買等防止団体が廃止届出書の提出した場合の公示に関すること。</p> <p>第29条第2項の規定による盗品売買等防止団体の承認の取消しの公示に関すること。</p>
<p>行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号）</p>	<p>第2条の規定による行商従業者証等の様式の承認申請の受理に関すること。</p> <p>第5条の規定による資料の提出要求及び資料の受理に関すること。</p> <p>第6条の規定による行商従業者証等の作成・交付事業廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>第7条の規定による承認の取消しの通知に関すること。</p>
<p>盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（令和3年三重県条例第24号）</p>	<p>第3条第1項の規定による特定自動車解体業の届出及び変更の届出の受理に関すること。</p> <p>第3条第2項の規定による三重県知事に対する特定自動車解体業者の届出内容の通知に関すること。</p> <p>第7条第2項（第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定自動車解体業者に対する助言、指導その他の措置に関すること。</p> <p>第9条第1項（第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定自動車解体業者に対する指示に関すること。</p> <p>第9条第7項（第13条第3項において準用する場合を含む。）の</p>

	<p>規定による特定自動車解体業者に対する指示内容の三重県知事との相互通知に関すること。</p> <p>第12条第3項（第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べる機会の付与に関すること。</p> <p>第13条第1項の規定による中古自動車輸出業の届出及び変更の届出の受理に関すること。</p> <p>第13条第2項の規定による三重県知事に対する中古自動車輸出業者の届出内容の通知に関すること。</p> <p>第14条第1項の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。</p> <p>第16条の規定による三重県知事との相互協力に関すること。</p>
<p>盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則（令和3年三重県公安委員会規則第10号）</p>	<p>第3条第2項（第11条において準用する場合を含む。）の規定による届出証明書の交付に関すること。</p> <p>第3条第3項（第11条において準用する場合を含む。）の規定による届出証明書の再交付に関すること。</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）</p>	<p>第3条第1項第11号の規定による捕鯨用標識銃等製造業の届出の受理に関すること。</p> <p>第3条第1項第12号の規定による捕鯨用標識銃等販売業の届出の受理に関すること</p> <p>第3条第1項第13号の規定によるクロスボウ製造業の届出の受理に関すること。</p> <p>第3条第1項第14号の規定によるクロスボウ販売業の届出の受理に関すること。</p> <p>第3条第1項第15号の規定による輸出のための刀剣類の製作業の届出の受理に関すること。</p> <p>第3条第2項の規定による人命救助等に従事する者並びに同条第3項及び第3条の2第2項の規定による使用人についての届出の受理に関すること。</p> <p>第4条第1項及び第5項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持許可に関すること。</p> <p>第4条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持許可に関する条件の付与及びその変更に関すること。</p> <p>第4条の2第1項（第5条の4第3項、第6条第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等又は刀剣</p>

類の所持許可申請の受理に関すること。

第4条の3第1項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能検査に関すること。

第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による指定医の受診及び診断書の提出命令に関すること。

第4条の4第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認に関すること。

第4条の4第2項及び第9条の6第3項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による番号又は記号の打刻命令に関すること。

第4条の4第3項の規定による表示措置命令に関すること。

第5条の3第1項の規定による猟銃等講習会の開催に関すること。

第5条の3第2項の規定による講習修了証明書の交付に関すること。

第5条の3第3項（第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9条の14第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書の書換え又は再交付に関すること。

第5条の3第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定による猟銃等講習会の開催に関する事務の委託に関すること。

第5条の3の2第1項の規定によるクロスボウ講習会の開催に関すること。

第5条の3の2第2項の規定による講習修了証明書の交付に関すること。

第5条の3の2第3項の規定による講習修了証明書の書換え又は再交付に関すること。

第5条の3の2第4項の規定によるクロスボウ講習会の開催に関する事務の委託に関すること。

第5条の4第1項の規定による技能検定の実施に関すること。

第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付に関すること。

第5条の5第1項の規定による講習の実施に関すること。

第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交付に関すること。

第5条の5第4項の規定による講習に関する事務の委託に関する  
こと。

第6条第1項の規定による国際競技に参加する外国人に対する銃  
砲等又は刀剣類の所持許可に関すること。

第7条第1項の規定による許可証の交付又は許可証への記載に関  
すること。

第7条第2項（第9条の13第3項において準用する場合を含  
む。）の規定による許可証の亡失等の届出の受理及び書換え又は再  
交付に関すること。

第7条の3第1項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボ  
ウの許可の更新申請の受理に関すること。

第7条の3第2項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボ  
ウの許可の更新に関すること。

第8条第2項（第9条の15第2項において準用する場合を含  
む。）、第4項（第9条の15第3項において準用する場合を含  
む。）、第5項又は第9条第3項の規定による許可証の返納の受理  
に関すること。

第8条第3項の規定による許可事項の抹消の届出の受理及び抹消  
に関すること。

第8条第7項、第11条第8項若しくは第9項又は第26条第2項の  
規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置に関すること。

第8条第8項、第11条第10項若しくは第11項又は第26条第5項の  
規定による銃砲等又は刀剣類の返還の申請受理及び返還に関するこ  
と。

第8条第9項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12  
第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び  
第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による売却又  
は廃棄に関すること。

第8条第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12  
第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び  
第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による売却代  
金の交付に関すること。

第8条の2第2項又は第11条の2第1項から第3項までの規定に  
よる拳銃部品の提出命令及び仮領置に関すること。

第8条の2第3項又は第11条の2第4項若しくは第5項の規定に  
よる拳銃部品の返還の申請受理及び返還に関すること。

第9条の2第1項の規定による指定射撃場の指定申請の受理に関すること。

第9条の2第1項の規定による指定射撃場の指定に関すること。

第9条の2第2項の規定による指定射撃場の指定の解除に関すること。

第9条の3第1項の規定による猟銃等射撃指導員の指定申請の受理に関すること。

第9条の3第1項の規定による猟銃等射撃指導員の指定に関すること。

第9条の3第2項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除に関すること。

第9条の3の2第1項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定申請の受理に関すること。

第9条の3の2第1項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定に関すること。

第9条の3の2第2項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除に関すること。

第9条の4第1項の規定による教習射撃場の指定申請の受理に関すること。

第9条の4第1項の規定による教習射撃場の指定に関すること。

第9条の4第2項（第9条の9第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃指導員の選任又は解任の届出の受理に関すること。

第9条の4第3項（第9条の9第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃指導員の解任の命令に関すること。

第9条の5第2項の規定による射撃教習の申請の受理、射撃教習資格の認定及び認定証の交付に関すること。

第9条の5第3項（第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定証の返納の受理に関すること。

第9条の6第2項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による備付け銃の届出及び届出事項の変更の届出の受理に関すること。

第9条の7第3項（第9条の11第2項、第10条の6第6項、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項において準用する場合を含

む。)の規定による備付け銃に係る保管の設備又は方法の改善等の命令に関すること。

第9条の8第1項及び第2項の規定による教習射撃場の指定の解除及び教習修了証明書の交付の禁止に関すること。

第9条の8第3項又は第9条の12第2項の規定による猟銃の提出命令及び仮領置に関すること。

第9条の8第4項又は第9条の12第3項の規定による猟銃の返還の申請受理及び返還に関すること。

第9条の9第1項の規定による練習射撃場の指定申請の受理に関すること。

第9条の9第1項の規定による練習射撃場の指定に関すること。

第9条の10第2項の規定による射撃練習資格認定申請の受理及び認定並びに認定証の交付に関すること。

第9条の12第1項の規定による練習射撃場の指定の解除に関すること。

第9条の13第1項の規定による認定申請書の受理及び資格の認定に関すること。

第9条の13第2項の規定による年少射撃資格認定証の交付に関すること。

第9条の14第1項の規定による講習会の開催に関すること。

第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付に関すること。

第9条の16第1項の規定による資格の認定及びクロスボウ射撃資格認定証の交付に関すること。

第10条の6第1項の規定による銃砲等及び実包等の保管状況についての報告の徴収に関すること。

第10条の6第2項の規定による猟銃又は適合実包の保管場所への立入検査の実施に関すること。

第10条の8第1項の規定による猟銃等保管業の届出の受理に関すること。

第10条の8第4項の規定による猟銃等保管業の廃止の届出の受理に関すること。

第10条の8の2第1項の規定によるクロスボウ保管業の届出の受理に関すること。

第10条の8の2第4項の規定によるクロスボウ保管業の廃止の届出の受理に関すること。

第10条の9第1項又は第2項の規定による指示に関すること。

第12条第1項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示に関すること。

第12条の3の規定による報告の徴収又は指定医の受診命令に関すること。

第13条の規定による銃砲又は刀剣類を所持する者に対する検査及び猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可を受けた者に対する必要な報告の徴収に関すること。

第13条の2の規定による公務所等への照会に関すること。

第13条の3第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管に関すること。

第13条の3第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の返還に関すること。

第13条の3第3項の規定による拳銃部品の提出命令及び保管に関すること。

第13条の3第4項の規定による拳銃部品の返還に関すること。

第14条第4項、第16条第2項及び第17条第3項の規定による銃砲又は刀剣類の登録等の通知の受理に関すること。

第18条の2第3項の規定による刀剣類の製作承認の通知の受理に関すること。

第21条の3第1項第4号の規定による準空気銃を業務のため所持する場合の届出の受理に関すること。

第22条の2第1項（第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造拳銃の製造業又は輸出業の届出の受理に関すること。

第27条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令に関すること。

第27条の2第1項の規定による業務についての報告の徴収に関すること。

第27条の2第2項の規定による立入検査の実施に関すること。

第27条の3の規定による許可に関することのうち、次のいずれかに該当する場合で、緊急やむを得ないと認められる場合

- ・ 拳銃等とこれに適合する拳銃実包を共に譲り受ける場合以外のとき。
- ・ 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けが多衆がい集する場所以外の場所で行われるとき。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他危害予防上の措置が十分になされているとき。</li> </ul> <p>第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱に関する こと。</p> <p>第28条の2第3項の規定による猟銃安全指導委員に対する情報提 供に関すること。</p> <p>第28条の2第6項の規定による猟銃安全指導委員に対する研修に 関すること。</p> <p>第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱に関する こと。</p> <p>第29条第1項の規定による申出の受理に関すること。</p> <p>第29条第2項の規定による必要な調査に関すること。</p>
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	<p>第6条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の許可の期間に関す ること。</p> <p>第17条第2項の規定による猟銃等講習会の開催に関する必要な事 項の公表に関すること。</p> <p>第19条の2第2項の規定によるクロスボウ講習会の開催に関する 必要な事項の公表に関すること。</p> <p>第20条第1項の規定による技能検定についての必要事項の通知に 関すること。</p> <p>第21条第1項の規定による技能講習についての必要事項の通知に 関すること。</p> <p>第24条第1項の規定による許可の期間の指定に関すること。</p> <p>第24条第2項の規定による許可の期間の延長に関すること。</p> <p>第29条第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催に関する必 要な事項の公表に関すること。</p> <p>第35条の規定による他の公安委員会への通知に関すること。</p>
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	<p>第1条第2項の規定による提出すべき書類等の部数に関するこ と。</p> <p>第4条第2項の規定による記載事項変更の届出の受理に関するこ と。</p> <p>第4条第3項の規定による銃砲刀剣類製造等届出書の交付に関す ること。</p> <p>第4条第4項の規定による廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>第5条第2項又は第6条第2項の規定による届出済証明書の交付 に関すること。</p> <p>第6条第3項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の</p>



規定による届出事項変更の届出の受理に関すること。

第6条第5項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出の受理に関すること。

第10条第1項第1号の規定による医師の認定に関すること。

第10条第3項の規定による医師の診断を受けることを求めること。

第12条第2項の規定による推薦の取消しの通知の受理に関すること。

第18条の2第3項の規定によるクロスボウ番号票の亡失、滅失、汚損又は破損の届出の受理に関すること。

第20条の規定による講習受講申込書の受理に関すること。

第26条の規定による技能講習受講申込書の受理に関すること。

第27条の規定による技能講習通知書の交付に関すること。

第30条の規定による許可期間延長申請書の受理に関すること。

第35条第1項及び第2項の規定による新たな許可証の交付に関すること。

第44条の規定による射撃指導員指定書の交付に関すること。

第45条の規定による射撃指導員指定解除通知書の交付に関すること。

第46条第1項の規定による射撃指導員指定書の記載事項変更届出の受理に関すること。

第46条第2項の規定による射撃指導員指定書の再交付に関すること。

第51条（第65条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定書の交付に関すること。

第53条（第67条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃指導員解任命令書の交付に関すること。

第54条（第68条において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更の届出の受理に関すること。

第58条第2項（第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の交付に関すること。

第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書の交付に関すること。

第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書の交付に関すること。

	<p>第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書の交付に関する事 こと。</p> <p>第80条の規定による年少射撃資格講習受講申込書の受理に関する こと。</p> <p>第90条第2項の規定による保管業届出書の記載事項変更の届出の 受理に関する事 こと。</p> <p>第90条第3項の規定による保管業届出書の交付に関する事 こと。</p> <p>第93条の規定による保管業務廃止等命令書の交付に関する事 こと。</p> <p>第94条の規定による使用実績報告書の受理に関する事 こと。</p> <p>第100条第2項の規定による準空気銃製造等届出書の記載事項変更 の届出の受理に関する事 こと。</p> <p>第100条第3項の規定による準空気銃製造等届出書の交付に関する 事 こと。</p> <p>第100条第4項の規定による準空気銃製造等の廃止の届出の受理に 関する事 こと。</p> <p>第102条第3項（第103条第2項において準用する場合を含む。） の規定による模造拳銃製造等届出書の記載事項変更の届出の受理に 関する事 こと。</p> <p>第102条第4項（第103条第2項において準用する場合を含む。） の規定による模造拳銃等製造等届出書の交付に関する事 こと。</p> <p>第102条第5項（第103条第2項において準用する場合を含む。） の規定による模造拳銃製造等の廃止の届出の受理に関する事 こと。</p> <p>第117条の規定による台帳の整理に関する事 こと。</p> <p>別表第2の規定による発射された矢による危害を防止する上で有 効であると認める措置の認定に関する事 こと。</p>
指定射撃場の指定に 関する内閣府令（昭 和37年総理府令第46 号）	<p>第11条の規定による指定通知書の交付に関する事 こと。</p> <p>第12条の規定による期間の指定に関する事 こと。</p> <p>第13条の規定による記載事項変更の届出の受理に関する事 こと。</p> <p>第14条の規定による指定解除通知書の交付に関する事 こと。</p>
猟銃安全指導委員規 則（平成21年国家公 安委員会規則第12 号）	<p>第2条第2項の規定による猟銃安全指導委員を周知させる適当な 措置の実施に関する事 こと。</p> <p>第8条の規定による解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与に関す ること。</p>
武器等製造法（昭和 28年法律第145号）	<p>第28条第1項の規定による経済産業大臣又は知事からの通報の受 理に関する事 こと。</p>
火薬類取締法（昭和	<p>第19条第1項の規定による火薬類運搬の届出の受理及び運搬証明</p>

25年法律第149号)

書の交付に関すること。

第19条第2項の規定による火薬類の運搬についての指示に関する  
こと。

第19条第3項の規定による指示内容の運搬証明書への記載に関す  
ること。

第19条第4項の規定による運搬証明書の有効期間の指定に関する  
こと。

第19条第4項の規定による運搬証明書の記載事項変更の届出の受  
理及び書換えに関すること。

第19条第4項の規定による運搬証明書の喪失、汚損等による再交  
付申請の受理に関すること。

第43条第2項の規定による火薬類取扱場所への立入検査に関する  
こと。

第45条の規定による火薬類の運搬及び猟銃用火薬類等の消費につ  
いての緊急措置に関すること。

第48条第1項の規定による許可の条件に関すること。

第50条の2第1項の規定による第17条第1項（第4号を除く。）  
に規定する猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可に関すること。

第50条の2第1項の規定による第17条第4項に規定する猟銃用火  
薬類等の譲渡又は譲受許可証の交付に関すること。

第50条の2第1項の規定による第17条第6項に規定する猟銃用火  
薬類等の譲渡又は譲受許可証の有効期間に関すること。

第50条の2第1項の規定による第17条第7項に規定する猟銃用火  
薬類等の譲渡又は譲受許可証の記載事項変更の届出の受理及び当該  
許可証の書換えに関すること。

第50条の2第1項の規定による第17条第8項に規定する猟銃用火  
薬類等の譲渡又は譲受許可証の再交付申請の受理に関すること。

第50条の2第1項の規定による第24条第1項に規定する猟銃用火  
薬類等の輸入許可に関すること。

第50条の2第1項の規定による第24条第3項に規定する猟銃用火  
薬類等を輸入した場合の届出の受理に関すること。

第50条の2第1項の規定による第25条第1項に規定する猟銃用火  
薬類等の消費の許可に関すること。

第52条第1項の規定による火薬類の譲渡、譲受け又は消費の意見  
に関すること。

第52条第2項及び第3項の規定による通報の受理に関すること。

	<p>第52条第4項の規定による措置要請に関すること。</p> <p>第55条第1項の規定による意見の聴取の期日、場所等の予告に関すること。</p>
<p>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）</p>	<p>第2条の規定による猟銃用火薬類等譲渡許可申請の受理に関すること。</p> <p>第3条第1項の規定による猟銃用火薬類等譲受許可申請の受理に関すること。</p> <p>第6条の規定による猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証書換申請書の受理に関すること。</p> <p>第7条の規定による猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証再交付申請書の受理に関すること。</p> <p>第8条の規定による猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証の継続記載欄の追加の届出の受理及び追加に関すること。</p> <p>第9条第1項の規定による猟銃用火薬類等の輸入許可の申請の受理に関すること。</p> <p>第9条第3項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による猟銃用火薬類等の輸入許可書の交付に関すること。</p> <p>第9条第4項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による猟銃用火薬類等の輸入許可書の記載事項の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>第11条第1項の規定による猟銃用火薬類等の消費許可申請の受理に関すること。</p> <p>第14条の規定による台帳の整理に関すること。</p>
<p>高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</p>	<p>第74条第1項の規定による知事からの通報の受理に関すること。</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）</p>	<p>第87条第1項の規定による知事からの通報の受理に関すること。</p>
<p>消防法（昭和23年法律第186号）</p>	<p>第11条第7項（第11条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長からの通報の受理に関すること。</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭</p>	<p>第59条第5項の規定による運搬についての届出の受理及び運搬証明書等の交付に関すること。</p> <p>第59条第6項の規定による運搬日時、経路等についての指示及び</p>

<p>和32年法律第166号)</p>	<p>指示内容の運搬証明書への記載に関すること。</p> <p>第59条第9項の規定による運搬証明書の記載事項変更届の受理及び書換えに関すること。</p> <p>第59条第10項の規定による運搬証明書の再交付申請の受理に関すること。</p> <p>第67条第1項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>第68条第1項の規定による核燃料物質取扱場所に対する立入検査に関すること。</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）</p>	<p>第50条の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理に関すること。</p> <p>第51条第1項の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の同条各号に掲げる関係公安委員会の措置に関すること。</p> <p>第51条第2項の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の運搬証明書の記載事項変更の届出、再交付申請及び返納の受理並びに書換え又は再交付に関すること。</p>
<p>核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）</p>	<p>第8条第3項の規定による原子力事業者等からの事故の発生報告の受理に関すること。</p>
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）</p>	<p>第18条第5項の規定による運搬届出の受理に関すること。</p> <p>第18条第6項の規定による運搬の日時、経路等についての指示に関すること。</p> <p>第42条第1項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>第43条の2第1項の規定による立入検査に関すること。</p>
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）</p>	<p>第18条の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の同条各号に掲げる関係公安委員会の措置に関すること。</p>
<p>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）</p>	<p>第2条第4項の規定による運搬届出書の交付に関すること。</p> <p>第3条第2項の規定による指示書の交付に関すること。</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7</p>	<p>第17条第1項の規定による特定物質運搬の届出の受理に関すること。</p> <p>第17条第1項の規定による特定物質の運搬証明書の交付に関する</p>

<p>年法律第65号)</p>	<p>こと。</p> <p>第17条第2項の規定による特定物質の運搬の日時、経路等についての指示に関すること。</p> <p>第17条第3項の規定による特定物質の運搬の日時、経路等についての指示内容の運搬証明書への記載に関すること。</p> <p>第32条第1項の規定による許可製造者等からの報告の徴収に関すること。</p> <p>第33条第2項の規定による許可製造者等の事業所への立入検査に関すること。</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）</p>	<p>第3条の2の規定による運搬証明書の記載事項変更の届出の受理及び書換えに関すること。</p> <p>第3条の3の規定による運搬証明書の喪失等による再交付申請の受理に関すること。</p> <p>第3条の4の規定による運搬証明書の返納の受理に関すること。</p> <p>第3条の5第1項第1号の規定による出発地公安委員会を通じての特定物質の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付に関すること。</p> <p>第3条の5第1項第1号の規定による特定物質の運搬の日時、経路等についての指示に関すること。</p> <p>第3条の5第1項第2号の規定による指示内容の他の関係公安委員会への通知に関すること。</p> <p>第3条の5第1項第3号の規定による他の関係公安委員会との緊密な連絡に関すること。</p> <p>第3条の5第2項の規定による関係公安委員会を通じての運搬証明書に関する届出、申請及び返納の受理並びに運搬証明書の書換え又は再交付に関すること。</p>
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</p>	<p>第56条の27第1項の規定による運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付に関すること。</p> <p>第56条の27第2項の規定による運搬日時、経路等についての指示に関すること。</p> <p>第56条の27第3項の規定による運搬証明書への記載に関すること。</p> <p>第56条の30の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>第56条の31第1項の規定による特定病原体等所持者等の事務所又は事務所に対する立入検査に関すること。</p>
<p>感染症の予防及び感</p>	<p>第21条の規定による運搬証明書の記載事項変更の届出の受理及び</p>

<p>感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）</p>	<p>書換えに関すること。</p> <p>第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理に関すること。</p> <p>第23条の規定による運搬証明書の返納の受理に関すること。</p> <p>第24条第1項の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の同条各号に掲げる関係公安委員会の措置に関すること。</p> <p>第24条第2項の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合の運搬証明書の記載事項変更の届出、再交付申請及び返納の受理並びに書換え又は再交付に関すること。</p>
<p>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</p>	<p>第9条第1項の規定による援助の申出の受理及び公安委員会による援助措置に関すること。</p> <p>第9条第2項の規定による事例分析の実施の事務の委託に関すること。</p>
<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）</p>	<p>第7条第1項の規定によるインターネット異性紹介事業の届出の受理に関すること。</p> <p>第7条第2項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止又は届出事項の変更に係る届出の受理に関すること。</p> <p>第13条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する指示に関すること。</p> <p>第15条第1項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付に関すること。</p> <p>第15条第2項の規定による他の公安委員会からの処分移送通知書の受理及び同項第1号の規定による指示に関すること。</p> <p>第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料提出の要求に関すること。</p> <p>第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告又は国家公安委員会からの通報の受理に関すること。</p> <p>第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報又は他の公安委員会からの通報の受理に関すること。</p> <p>第20条の規定による登録誘引情報提供機関への情報提供に関すること。</p>
<p>自転車の防犯登録をを行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第</p>	<p>第3条第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。</p> <p>第3条第2項の規定による防犯登録業務の実施要領の変更の承認に関すること。</p> <p>第5条第1項の規定による事業計画書等の受理に関すること。</p>

12号)	<p>第5条第2項の規定による事業報告書等の受理に関すること。</p> <p>第6条の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。</p> <p>第7条の規定による是正又は改善の勧告に関すること。</p> <p>第10条の規定による指定団体の廃止等に係る措置命令に関すること。</p> <p>第11条第1項の規定による指定等の公示に関すること。</p> <p>第11条第2項の規定による登録業務の休止の承認等に係る公示に関すること。</p>
示威行進及び集団示威運動に関する条例 (昭和24年三重県条例第24号)	<p>第2条の規定による示威行進及び集団示威運動の許可に関すること。</p> <p>第5条第3項の規定による許可に伴う条件の付与に関すること。</p> <p>第6条の規定による書面の交付に関すること。</p>
道路交通法（昭和35年法律第105号）	<p>第4条第1項の規定による交通規制のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2条第1項第4号の規定による横断歩道</li> <li>・ 第2条第1項第3号の4、第17条の2第1項及び第47条第3項の規定による路側帯</li> <li>・ 第2条第1項第4号の2の規定による自転車横断帯</li> <li>・ 第8条第1項の規定による通行禁止</li> <li>・ 第8条第1項の規定による踏切道の通行禁止</li> <li>・ 第8条第1項の規定による一方通行</li> <li>・ 第8条第1項の規定による指定方向外進行禁止</li> <li>・ 第8条第1項の規定による自転車専用通行帯</li> <li>・ 第12条第2項の規定による歩行者の斜め横断可</li> <li>・ 第13条第2項の規定による歩行者の横断禁止</li> <li>・ 第17条第5項第4号の規定による追越しのための右側部分はみ出し通行禁止</li> <li>・ 第17条第6項の規定による立入禁止部分</li> <li>・ 第20条第1項の規定による車両通行帯及び同条第2項の規定に基づく車両通行区分（専用通行帯のうち路線バス専用通行帯を除く。）</li> <li>・ 第22条の規定による最高速度</li> <li>・ 第25条の2第2項の規定による車両の横断禁止</li> <li>・ 第25条の2第2項の規定による車両の転回禁止</li> <li>・ 第26条の2第3項の規定による進路変更の禁止</li> <li>・ 第34条第5項の規定による原動機付自転車の右折方法（二段階右折）</li> </ul>



- ・ 第34条第5項の規定による原動機付自転車の右折方法（小回り）
- ・ 第35条第1項の規定による進行方向別通行区分
- ・ 第42条の規定による徐行
- ・ 第43条の規定による一時停止
- ・ 第44条の規定による停車及び駐車禁止
- ・ 第45条第1項の規定による駐車禁止
- ・ 第45条の2第1項の規定による高齢運転者等専用駐車区間
- ・ 第46条の規定による停車又は駐車を禁止する場所の特例
- ・ 第48条の規定による停車又は駐車の方法の特例
- ・ 第49条第1項の規定による時間制限駐車区間
- ・ 第49条の2の規定による高齢運転者等専用時間制限駐車区間
- ・ 第50条第2項の規定による停止禁止部分
- ・ 第54条第1項第1号の規定による警音器の使用
- ・ 第63条の4第1項の規定による普通自転車の歩道通行可
- ・ 第63条の4第2項の規定による普通自転車の歩道通行部分
- ・ 第63条の7第2項の規定による普通自転車の交差点進入禁止に係る意思決定に関すること（解除を含む。）。

第4条第1項の規定による信号機及び標識・標示の設置及び保守に関すること。

第4条第1項の規定による交通規制のうち道路工事等による一時的な交通規制に関すること（解除を含む。）。

第4条第1項の規定による信号機の一時的な手動操作に関すること。

第5条第2項の規定による信号機の設置又は管理の委託に関すること。

第15条の3第1項の規定による通行の届出及び受理に関すること。

第15条の3第3項の規定による遠隔操作型小型車使用届出番号の通知に関すること。

第15条の5第1項の規定による報告及び検査に関すること。

第15条の6の規定による使用者に対する指示に関すること。

第22条の2の規定による最高速度違反行為に係る使用者に対する指示に関すること。

第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章の交付に関すること。

第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付に関する事  
こと。

第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納に関する事  
こと。

第49条第1項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング  
・チケット発給設備の設置及び管理に関する事  
こと。

第49条第2項の規定による駐車の適正を確保するための必要な措  
置に関する事  
こと。

第49条第3項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング  
・チケットの管理等の委託に関する事  
こと。

第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令に関する事  
こと。

第51条の4第6項の規定による放置違反金の納付命令に係る弁明  
書等提出の機会の付与に関する事  
こと。

第51条の4第7項の規定による弁明通知書の公示送達に関する事  
こと。

第51条の4第10項の規定による放置違反金の公示による納付命令  
に関する事  
こと。

第51条の4第12項の規定による放置違反金の納付命令を行わない  
旨の通知及び放置違反金の返還に関する事  
こと。

第51条の4第13項の規定による放置違反金の督促及び延滞金の徴  
収に関する事  
こと。

第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収に係る滞納処  
分に関する事  
こと。

第51条の4第16項の規定による放置違反金の納付命令の取消しに  
関する事  
こと。

第51条の4第17項の規定による放置違反金の納付命令の取消し通  
知及び放置違反金等相当金額の還付に関する事  
こと。

第51条の4第18項の規定による放置違反金等の徴収又は還付に関  
する書類の送達及び公示送達に関する事  
こと。

第51条の5第1項の規定による放置車両の使用に関する報告又は  
資料の提出要求に関する事  
こと。

第51条の5第2項の規定による照会又は協力依頼に関する事  
こと。

第51条の6第1項の規定による国家公安委員会への報告並びに国  
家公安委員会からの通報受理に関する事  
こと。

第51条の8第1項の規定による確認事務を委託する法人の登録に  
関する事  
こと。

関すること。

第51条の8第6項の規定による登録の更新に関すること。

第51条の9の規定による適合命令に関すること。

第51条の11第1項の規定による登録を受けた法人に対する報告の指示及び検査の実施に関すること。

第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付に関すること。

第51条の13第1項第1号イの規定による講習の実施に関すること。

第51条の13第1項第1号ロの規定による認定に関すること。

第51条の13第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納命令に関すること。

第58条の4の規定による過積載に係る車両の使用者に対する指示に関すること。

第59条第2項ただし書及び第3項の規定による制限外牽引<sup>けん</sup>の許可に関すること。

第66条の2の規定による過労運転に係る使用者に対する指示に関すること。

第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任及び解任に係る届出の受理に関すること。

第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令に関すること。

第74条の3第8項の規定による安全運転管理者等の講習の通知に関すること。

第75条第3項の規定による監督行政庁に対する意見聴取に関すること（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）。

第75条第5項の規定による自動車の使用制限に係る聴聞の通知並びに期日及び場所の公示に関すること（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）。

第75条第9項の規定による文書の交付及び標章のはり付けに関すること（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）。

第75条第10項の規定による申請の受理及び取り除きに関すること（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）。

第75条の2第2項の規定による放置車両の使用制限に係る処分量定に関すること。

第75条の2の2の規定による報告又は資料の提出要求に関するこ

と。

第75条の2の2の規定による報告又は資料の提出要求に関する  
こと。

第75条の12第2項の規定による申請書の受理に関すること。

第75条の13第1項の規定による審査に関すること。

第75条の13第2項の規定による意見聴取に関すること。

第75条の16第3項及び第4項の規定による変更届出等に関する  
こと。

第75条の17の規定による許可の公示に関すること。

第75条の25第1項の規定による報告及び検査等に関すること。

第75条の25第4項の規定による官公庁等への照会及び協力依頼に  
関すること。

第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示  
に関すること。

第75条の26第2項の規定による意見聴取に関すること（第75条の2  
7第2項において準用する場合を含む。）。

第75条の27第3項の規定による許可の取消しの公示に関する  
こと。

第75条の28第3項の規定による警察署長からの報告受理に関する  
こと。

第75条の29の規定による国家公安委員会への報告に関すること。

第89条第1項の規定による免許申請書（同条第2項の規定による  
質問票を含む。）の受理及び運転免許試験に関すること。

第89条第2項の規定による質問票の交付に関すること。

第89条第3項の規定による運転免許の技能検査及び検査の合格を  
証する書面の交付に関すること。

第90条第4項の規定による弁明等の機会の供与に関すること（同  
条第7項又は第14項において準用する場合を含む。）。

第90条第8項の規定による適性検査の受検又は医師の診断書の提  
出命令に関すること。

第90条第11項の規定による他の公安委員会に対する処分の通知に  
関すること。

第90条第13項の規定による仮免許の拒否に関すること。

第90条の2第2項の規定による講習を受けていない者に対する免  
許の拒否に関すること。

第91条の規定による自動車等の限定並びに条件の付与及び変更

関すること。

第91条の2第1項の規定による条件の付与及び変更の申請の受理に関すること。

第91条の2第2項の規定による条件の付与及び変更に関すること。

第91条の2第3項の規定による条件の変更の審査に関すること。

第92条の規定による免許証の交付に関すること。

第93条第2項の規定による免許証の記載に関すること。

第93条の2の規定による免許証の電磁的方法による記録に関すること。

第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に関すること。

第94条第2項の規定による免許証の再交付に関すること。

第97条の2第1項第3号イの規定による認知機能検査及び運転技能検査の実施に関すること。

第97条の2第2項、第3項及び第4項の規定による運転免許試験の一部免除の審査に関すること。

第97条の3の規定による運転免許試験の停止、合格決定の取り消し、通知及び受験の拒否に関すること。

第98条第2項の規定による自動車教習所の届出の受理に関すること。

第98条第3項の規定による指導又は助言に関すること（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）。

第98条第4項の規定による配慮の要求に関すること（第108条の32の2第4項及び第108条の32の3第2項において準用する場合を含む。）。

第98条第5項の規定による報告又は資料の提出要求に関すること（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）。

第99条の2第4項の規定による技能検定員資格者証の交付に関すること。

第99条の2第5項の規定による技能検定員資格者証の返納命令に関すること（第99条の3第5項において準用する場合を含む。）。

第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付に関すること。

第99条の4の規定による指定自動車教習所職員に対する講習通知に関すること。

第99条の6第1項の規定による報告若しくは資料の提出要求又は検査若しくは質問に関すること。

第99条の7の規定による監督上の命令に関すること。

第100条の2第1項の規定による再試験の実施に関すること。

第100条の2第4項の規定による再試験の通知に関すること（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）。

第100条の2第5項の規定による再試験の受験申込書の受理に関すること。

第100条の3第1項及び第2項の規定による試験移送通知書の送付又は受理及び再試験の実施に関すること。

第101条第1項の規定による更新申請書（同条第4項の規定による質問票を含む。）及び第101条の2第1項の規定による特例更新申請書（同条第2項の規定による質問票を含む。）の受理に関すること。

第101条第3項の規定による免許を現に受けている者に対する書面の送付に関すること。

第101条第4項及び第101条の2第2項の規定による質問票の交付に関すること。

第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による適性検査の実施に関すること。

第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による免許証の更新に関すること。

第101条の2の2の規定による更新の申請の特例に関すること。

第101条の3第2項の規定による免許証の更新をしないことに関すること。

第101条の4第2項の規定による認知機能検査の実施に関すること。

第101条の4第3項の規定による運転技能検査の実施に関すること。

第101条の4第4項の規定による免許証の更新をしないことに関すること。

第101条の4第5項の規定による書面の送付に関すること。

第101条の5の規定による免許を受けた者に対する報告徴収に関すること。

第101条の6第1項の規定による医師の届出の受理に関すること。

第101条の6第2項の規定による医師の確認に対する回答に関すること。

第101条の6第4項の規定による医師の届出の移送に関すること。

第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査の実施に関する  
こと。

第101条の7第2項の規定による臨時認知機能検査の通知に関する  
こと。

第101条の7第4項の規定による講習の実施に関すること。

第101条の7第5項の規定による講習の通知に関すること。

第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査の実施又は  
医師の診断書の提出命令に関すること。

第102条第5項の規定による臨時適性検査の実施に関すること。

第102条第6項の規定による臨時適性検査に係る通知に関する  
こと。

第103条第3項の規定による処分移送通知書の送付（同条第5項に  
おいて準用する場合を含む。）又は同条第4項の規定による処分移  
送通知書の受理及び同条第9項の規定による処分の通知に関する  
こと（第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項において準用す  
る場合を含む。）。

第103条第6項の規定による適性検査の受検又は医師の診断書の提  
出命令に関すること。

第103条の2第4項の規定による仮停止通知書及び免許証の受理並  
びに同条第5項の規定による仮停止通知書及び免許証の送付に関す  
ること（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）。

第104条第1項の規定による意見の聴取に係る通知及び公示に関す  
ること（第104条の2の2第6項及び第107条の5第4項において準  
用する場合を含む。）。

第104条の2第2項の規定による聴聞の通知及び公示に関する  
こと（第104条の2の3第5項において準用する場合を含む。）。

第104条の2の2第1項、第2項及び第4項の規定による再試験に  
係る免許の取消しに関する  
こと。

第104条の2の2第3項の規定による処分移送通知書の送付に関す  
ること（同条第5項において準用する場合を含む。）。

第104条の2の2第4項の規定による処分移送通知書の受理に関す  
ること。

第104条の2の2第7項の規定による処分の通知に関する  
こと。

第104条の2の4第1項、第2項及び第4項の規定による若年運転

者期間に係る免許の取消しに関すること。

第104条の2の4第3項の規定による処分移送通知書の送付に関すること（同条第5項において準用する場合を含む。）。

第104条の2の4第4項の規定による処分移送通知書の受理に関すること。

第104条の2の4第7項の規定による処分の通知に関すること。

第104条の3第4項の規定による警察官からの通知及び保管免許証の受理に関すること（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）。

第104条の3第5項の規定による免許証の返還に関すること（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）。

第104条の4第1項の規定による取消しの申請の受理及び同条第2項の規定による免許の取消しに関すること。

第104条の4第3項の規定による免許証の交付に関すること。

第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理に関すること。

第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付に関すること。

第106条の規定による国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理に関すること。

第106条の2の規定による仮免許の取消しに関すること。

第107条第1項の規定による免許証の返納に係る受理及び同条第2項の規定による他の種類の免許に係る免許証の交付に関すること。

第107条第3項の規定による免許証の提出に係る受理及び同条第4項の規定による免許証の返還に関すること。

第107条の3の2の規定による国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収に関すること。

第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の実施及び通知並びに同条第3項の規定による必要な措置に関すること。

第107条の5第3項の規定による運転の禁止期間の短縮に関すること。

第107条の5第5項又は同条第7項の規定による国際運転免許証等の提出に係る受理及び同条第6項の規定による国際運転免許証等の返還（同条第7項において準用する場合を含む。）に関すること。

第107条の5第8項の規定による処分事項の記載に関すること。



第107条の6の規定による国家公安委員会への報告に関する事

第107条の7の規定による国外運転免許証に係る申請の受理及び交付に関する事

第107条の10第1項の規定による国外運転免許証に係る返納、同条第2項の規定による提出の受理及び同条第3項の規定による返還に関する事

第108条第1項の規定による免許関係事務の委託に関する事

第108条の2第1項及び第2項の規定による講習の実施に関する事

第108条の2第3項の規定による講習の委託に関する事

第108条の3第1項の規定による初心運転者講習の通知に関する事

第108条の3の2の規定による軽微違反行為をした者に対する講習の実施に係る通知に関する事

第108条の3の3の規定による若年運転者講習の通知に関する事

第108条の3の4第1項の規定による講習通知事務の委託に関する事

第108条の3の5の規定による受講の命令に関する事

第108条の3の6の規定による国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理に関する事

第108条の4第2項の規定による特定講習に係る申請の受理に関する事

第108条の6第1項の規定による講習業務規程の認可（変更の場合を含む。）に関する事

第108条の8第1項の規定による指定講習機関に対する適合命令及び同条第2項の規定による監督上の命令に関する事

第108条の9の規定による指定講習機関に対する検査、報告及び資料の提出要求に関する事

第108条の10の規定による特定講習の休止又は廃止の許可に関する事

第108条の29第1項の規定による地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱に関する事

第108条の29第5項の規定による推進委員の解嘱に関する事

第108条の30第3項の規定による地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）からの意見の申出に対する措置に関する事

	<p>ること。</p> <p>第108条の31第3項の規定による交通安全活動推進センターへの改善措置命令に関すること。</p> <p>第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定に関すること。</p> <p>第108条の32の2第2項の規定による公示に関すること。</p> <p>第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定に関すること。</p> <p>第108条の32の3第2項の規定による指導又は助言に関すること。</p> <p>第108条の32の3第2項の規定による報告又は資料の提出の要求に関すること。</p> <p>第108条の32の3第2項の規定による公示に関すること。</p> <p>第108条の34の規定による使用者等に対する違反内容の通知に関すること。</p> <p>第109条の2第1項の規定による交通情報の提供に関すること。</p> <p>第109条の2第2項の規定による交通情報の提供の委託に関すること。</p> <p>第110条の2第1項の規定による特定の交通規制及び資料の提出要求に関すること。</p> <p>第110条の2第2項、第3項及び第4項の規定による意見聴取又は協議に関すること。</p> <p>第110条の2第2項から第7項までの規定による意見聴取、協議又は通知に関すること。</p> <p>第111条第1項の規定による道路の交通に関する調査及び同条第3項の規定による調査結果の通知に関すること。</p> <p>第114条の5第1項の規定による自衛隊等の使用する車両以外の車両の通行の禁止又は制限に関すること。</p> <p>第114条の5第2項の規定において準用する災害対策基本法第76条第2項の規定による通行禁止等に係る事項を周知させる措置に関すること。</p>
<p>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）</p>	<p>第13条第1項の規定による緊急自動車の指定又は届出の受理に関すること。</p> <p>第14条の2の規定による道路維持作業用自動車の届出の受理又は</p>

	<p>指定に関すること。</p> <p>第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項、第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項の規定による緊急用務のための自動車の運転審査に関すること。</p> <p>第33条の5の3第1項第1号ハの規定による届出自動車教習所における大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許に係る教習課程の指定に関すること。</p> <p>第33条の5の3第2項第1号ハの規定による届出自動車教習所における大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る教習課程の指定に関すること。</p> <p>第33条の5の3第4項第1号ハの規定による届出自動車教習所における大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習課程の指定に関すること。</p> <p>第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項の規定による受験資格の特例に係る教習課程の指定に関すること。</p> <p>第40条の2第2項の規定による免許関係事務の委託法人の公示に関すること。</p>
<p>道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令 第60号)</p>	<p>第6条の3の5の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出に関すること。</p> <p>第6条の8の規定によるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等の委託に係る法人の認定に関すること。</p> <p>第9条の9第1項又は第2項の規定による自動車の運転の管理に関する能力の認定に関すること。</p> <p>第9条の19第2項の規定による許可証の再交付に関すること。</p> <p>第9条の21第2項の規定による資料の提出要求に関すること（第9条の23第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第9条の22の規定による意見聴取に関すること（第9条の23第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第9条の23第1項の規定による変更許可申請書の受理に関すること。</p> <p>第9条の38第1項及び第3項の規定による許可証の返納に関すること。</p> <p>第9条の38第4項の規定による許可証の返納の公示に関すること。</p> <p>第18条の2の3第2項の規定による技能検査申請の受理に関すること。</p>

第18条の3の規定による免許の拒否若しくは保留又は免許の取消しに若しくは効力の停止に係る通知に関すること。

第18条の4第1項の規定による免許の保留における適性検査に係る医師の認定に関すること。

第18条の5の規定による限定解除に係る審査申請書の受理に関すること。

第22条の規定による運転免許試験の場所等の指定に関すること（第28条の2において準用する場合を含む。）。

第24条第7項の規定による技能試験に使用する自動車の指定に関すること（第28条の2において準用する場合を含む。）。

第24条第8項の規定による技能試験を行う警察職員の指定に関すること（第28条の2において準用する場合を含む。）。

第26条の3第2項による認知機能検査結果通知書の交付に関すること。

第26条の5第6項による運転技能検査結果証明書の交付に関すること。

第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付に関すること。

第29条の3第2項の規定による適性検査に係る医師の認定に関すること（第37条の2の2第1項において準用する場合を含む。）。

第29条の5第1項の規定による免許の効力の停止における適性検査に係る医師の認定に関すること。

第30条の4の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る口頭の告知及び処分書の交付に関すること。

第30条の9第4項の規定による申請に基づく取消し処分の通知に関すること。

第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理及び変更事項の記載に関すること。

第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理及び再交付に関すること。

第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理に関すること。

第31条の4の規定による仮免許の取消し処分の通知に関すること。

第31条の4の2の規定による運転免許関係事務の委託法人の認定に関すること。

第31条の4の3第3号の規定による報告事項及び同条第4号の規定による必要事項に関すること。

第31条の5第3項の規定による届出自動車教習所の廃止又は届出事項の変更に係る届出の受理に関すること。

第31条の6の規定による報告書の提出又は報告若しくは資料の提出要求に関すること。

第33条第5項第2号ニの規定による応急救護の処置の指導に必要な能力の認定に関すること（第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）。

第35条の規定による指定自動車教習所の申請の受理に関すること。

第36条の規定による指定申請書の記載事項の変更にに関すること。

第37条第1項の規定による指定書の交付又は指定取消通知書の通知に関すること。

第37条第2項の規定による命令書の交付に関すること。

第37条第3項の規定による卒業証明書等の発行の禁止又は期間の延長の通知に関すること。

第37条の5の2第1項の規定による運転禁止に係る口頭による告知及び処分書の交付に関すること。

第38条第16項の規定による安全運転管理者等講習又は指定自動車教習所職員講習を行う旨の通知書の送付に関すること。

第38条第17項の規定による講習終了者に対する講習終了証明書の交付に関すること。

第38条の2の規定による講習を終了した者であることを証明する書類の交付に関すること。

第38条の3の規定による講習の委託に係る一般社団法人又は一般財団法人の認定に関すること。

第38条の4第3項の規定による初心運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証する書面の受理に関すること。

第38条の4の2第3項の規定による違反者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証する書類の受理に関すること。

第38条の4の2の2第3項の規定による若年運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証する書面の受理に関すること。

第38条の4の3の規定による講習通知事務の委託に係る法人の認定に関すること。

	<p>第38条の4の6の規定による報告書の提出の要求に関すること。</p> <p>第38条の4の6第2項の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。</p> <p>第38条の4の7の規定による報告書の提出要求に関すること。</p> <p>第38条の4の7の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。</p>
<p>交通安全活動推進センターに関する規則 (平成10年国家公安委員会規則第3号)</p>	<p>第1条第1項の規定による交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）の指定に係る申請書の受理に関すること。</p> <p>第2条の規定による推進センターに指定した一般社団法人又は一般財団法人の名称等の公示に関すること。</p> <p>第3条第1項及び第2項の規定による推進センターに指定した一般社団法人又は一般財団法人の名称等の変更に係る届出の受理及び公示に関すること。</p> <p>第3条第3項の規定による推進センターに指定した一般社団法人又は一般財団法人の定款等の変更に係る届出の受理に関すること。</p> <p>第7条第1項の規定による推進センターの事業計画書及び収支予算書の受理に関すること。</p> <p>第7条第2項の規定による推進センターの事業報告書及び収支決算書の受理に関すること。</p> <p>第7条第3項の規定による推進センターに対する財産の状況等に関する報告又は資料の提出要求に関すること。</p> <p>第8条の規定による推進センターの交通事故相談員等の解任勧告に関すること。</p> <p>第9条の規定による推進センターの指定の取消しの公示に関すること。</p> <p>第10条第1項の規定による推進センターとの連絡に関すること。</p> <p>第10条第2項の規定による推進センターに対する必要な配慮に関すること。</p>
<p>指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）</p>	<p>第2条の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>第3条の規定による指定の公示に関すること。</p> <p>第4条第1項又は第3項の規定による指定申請書等の記載事項の変更届出の受理に関すること。</p> <p>第4条第2項の規定による変更事項の公示に関すること。</p> <p>第5条第5号の規定による運転適性指導員の審査に関すること。</p> <p>第7条第5号の規定による運転習熟指導員の審査に関すること。</p> <p>第9条の規定による講習業務規程の認可又は変更に係る申請の受</p>

	<p>理に関すること。</p> <p>第11条の規定による講習結果報告書の受理に関すること。</p> <p>第13条の規定による事業報告書及び収支決算書の受理に関すること。</p> <p>第14条第1項の規定による講習の休廃止に係る申請書の受理に関すること。</p> <p>第14条第2項の規定による講習の休廃止の公示に関すること。</p> <p>第15条の規定による指定講習機関の指定の取消しに係る公示に関すること。</p> <p>第17条の規定による特定講習指導員に対する講習の受講者の指名に関すること。</p> <p>第18条の規定による指定講習機関との連絡及び指定講習機関に対する必要な配慮に関すること。</p>
<p>地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）</p>	<p>第1条第2項の規定による推進委員の氏名及び連絡先の関係地域住民への周知措置に関すること。</p> <p>第8条第1項の規定による推進委員に対する講習の実施に関すること。</p> <p>第9条の規定による推進委員に対する指導に関すること。</p> <p>第10条の規定による推進委員の解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与に関すること。</p> <p>第14条の規定による協議会に対する報告又は資料の提出要求に関すること。</p> <p>第15条の規定による協議会の運営改善に必要な措置の勧告に関すること。</p>
<p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）</p>	<p>第1条の規定による技能検定員の審査に関すること。</p> <p>第2条の規定による技能検定員審査の公示に関すること（第10条第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第3条の規定による技能検定員審査に係る審査申請の受理等に関すること。</p> <p>第5条第1項の規定による技能検定員審査合格証明書の交付に関すること。</p> <p>第5条第2項の規定による技能検定員審査合格証明書の再交付に関すること（第13条第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第6条の規定による技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定に関すること。</p> <p>第7条第2項の規定による技能検定員資格者証の交付申請書の受</p>

	<p>理に関すること。</p> <p>第8条第1項の規定による技能検定員資格者証の再交付申請書の受理及び同資格者証の再交付に関すること（第16条第1項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第8条第2項の規定による技能検定員資格者証の記載事項変更に係る書換え申請書の受理及び書換えに係る技能検定員資格者証の交付に関すること（第16条第1項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第9条第1項の規定による技能検定員資格者証の返納命令書の交付に関すること（第16条第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第10条第1項の規定による教習指導員の審査に関すること。</p> <p>第11条の規定による教習指導員審査に係る審査申請の受理等に関すること。</p> <p>第13条第1項の規定による教習指導員審査合格証明書の交付に関すること。</p> <p>第14条の規定による教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定に関すること。</p> <p>第15条第2項の規定による教習指導員資格者証の交付申請書の受理に関すること。</p>
<p>運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）</p>	<p>第2条第1号イの(3)の規定による運転免許取得者等教育指導員と同等以上の技能及び知識を有する者の認定に関すること。</p> <p>第2条第1号イの(4)の規定による応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有する者の認定に関すること。</p> <p>第4条第2項第4号の規定による第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者の指定に関すること。</p> <p>第7条第1項の規定による認定教育実施者の氏名、名称等の変更に係る届出の受理に関すること。</p> <p>第7条第2項の規定による認定教育実施者の氏名、名称等の変更に係る公示に関すること。</p> <p>第7条第3項の規定による申請書に添付する書類の内容変更に係る届出の受理に関すること。</p> <p>第12条の規定による認定の取消しの公示に関すること。</p>
<p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規第8号）</p>	<p>第4条第1項第4号及び第2項第4号の規定による運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者の指定に関すること。</p> <p>第8条第1項の規定による認定検査実施者の氏名、名称等の変更に係る届出の受理に関すること。</p>



	<p>第8条第2項の規定による認定検査実施者の氏名、名称等の変更に係る公示に関すること。</p> <p>第8条第3項の規定による申請書に添付する書類の内容変更に係る届出の受理に関すること。</p> <p>第13条の規定による認定の取消しの公示に関すること。</p>
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	<p>第2条第1項の規定による教習課程の指定に係る申請書の受理に関すること。</p> <p>第3条の規定による教習課程の指定書の交付に関すること。</p> <p>第4条の規定による記載事項の変更に係る届出の受理に関すること。</p> <p>第7条の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。</p> <p>第8条第2項の規定による指定の取消しに係る通知に関すること。</p>
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	<p>第3条の規定による主宰者の指名に関すること。</p> <p>第6条第1項の規定による補佐人に係る書面の受理に関すること（第17条第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第6条第2項の規定による補佐人の出頭の許可に関すること（第17条第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第6条第3項の規定による補佐人の出頭の許可の通知に関すること（第17条第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第7条の規定による意見の聴取の通知に関すること。</p> <p>第8条第1項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更に関すること（第17条第2項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第8条第2項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更に係る書面の受理に関すること。</p> <p>第8条第3項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示に関すること。</p> <p>第14条第2項の規定による弁明録取者の指名に関すること。</p>
確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	<p>第2条第1項の規定による登録申請書の受理に関すること（同条第3項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第6条の規定による駐車監視員資格者講習の公示に関すること。</p> <p>第7条第1項の規定による駐車監視員資格者講習の受講申込書の受理に関すること。</p> <p>第9条第1項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の交付に関すること。</p> <p>第9条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の再</p>

	<p>交付に関する事（第10条第5項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第10条第4項の規定による認定書の交付に関する事。</p> <p>第11条第1項の規定による駐車監視員資格者証交付申請書の受理に関する事。</p> <p>第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付に関する事。</p> <p>第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付に関する事。</p> <p>第14条第1項の規定による返納命令書の交付に関する事。</p> <p>第14条第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納受理に関する事。</p>
<p>三重県道路交通法施行細則（昭和43年三重県公安委員会規則第3号）</p>	<p>第6条第1項第2号ソの規定による同程度に歩行が困難であるとの認定（細則別表第2に掲げる障害の区分に係る身体障害者手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けている者に限る。）に関する事。</p> <p>第6条第5項の規定による標章の交付に関する事。</p> <p>第6条第7項の規定による標章の返納命令に関する事。</p> <p>第6条第8項の規定による標章の返納に関する事。</p> <p>第10条の4の規定による立入検査の依頼に関する事。</p> <p>第10条の5の規定による他の都道府県公安委員会からの立入検査の依頼に対する立入検査結果の通知に関する事。</p> <p>第10条の6の規定による他の都道府県公安委員会への報告等の求め及び立入検査結果の通知に関する事。</p> <p>第10条の8の規定による他の都道府県公安委員会への指示結果の通知に関する事。</p> <p>第37条の2、第37条の3、第37条の4、第37条の5、第37条の7、第37条の8、第37条の9、第37条の10、第37条の11、第37条の12、第37条の13及び第37条の14の規定による講習の受講申請等の受理及び講習の日時等の指定に関する事。</p> <p>第37条の15及び第37条の16の規定による受検申出書の受理及び検査の日時等の指定に関する事。</p>
<p>認知機能検査員に係る講習に関する規則（平成21年三重県公安委員会規則第7号）</p>	<p>第2条の規定による認知機能検査員講習の実施に関する事。</p> <p>第3条の規定による受講申請書の受理に関する事。</p> <p>第4条の規定による終了証明証の交付に関する事。</p> <p>第5条の規定による公示に関する事。</p>

<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）</p>	<p>第8条の規定による通知の受理に関すること。</p> <p>第9条第2項の規定による文書の交付及び標章のはり付けに関すること。</p> <p>第9条第3項の規定による申告の受理に関すること。</p> <p>第9条第4項の規定による確認に関すること。</p> <p>第9条第5項の規定による文書の通知及び標章の取除きに関すること。</p> <p>第10条第2項の規定による聴聞の通知及び公示に関すること。</p> <p>第12条の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。</p> <p>第13条第2項の規定による監督行政庁に対する通知に関すること。</p>
<p>道路法（昭和27年法律第180号）</p>	<p>第95条の2第1項の規定による道路管理者が行う通行の禁止若しくは制限、区画線の設置、交差点の改築等に係る意見に関すること。</p> <p>第95条の2第2項の規定による道路管理者が行う通行の禁止若しくは制限、区画線の設置又は自動車専用道路の指定に係る協議に関すること。</p>
<p>道路法施行令（昭和27年政令第479号）</p>	<p>第38条の2第2項の規定による自転車駐車場（道路上に設けるものに限る。）の設置に係る意見に関すること。</p>
<p>駐車場法（昭和32年法律第106号）</p>	<p>第3条第2項の規定による駐車場整備地区に関する都市計画に係る意見に関すること。</p> <p>第4条第3項の規定による駐車場整備計画の策定に係る意見に関すること（同条第5項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第4条第4項の規定による駐車場整備計画の通知の受理に関すること（同条第5項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第5条第2項の規定による路上駐車場の設置に係る意見に関すること。</p>
<p>自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和34年政令第320号）</p>	<p>第4条第3項及び第6条第1項の規定による自動車ターミナルの自動車の出入口、誘導車路又は操車場所の設置免除に係る協議に関すること。</p>
<p>車両制限令（昭和36年政令第265号）</p>	<p>第11条第2項の規定による道路管理者が行う道路の指定に係る意見に関すること。</p>
<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）</p>	<p>第48条第2項の規定による防災訓練を実施する場合における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限に関すること。</p>

	<p>第76条第1項の規定による災害時における緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限に関する事。</p> <p>第76条第2項の規定による通行禁止等に係る事項を周知させる措置に関する事。</p> <p>第76条の4の規定による道路管理者に対する要請に関する事。</p>
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	<p>第20条の2第3項の規定による歩行者又は車両の通行の禁止又は制限に係る意見の聴取に関する事。</p> <p>第20条の2第4項の規定による歩行者又は車両の通行の禁止又は制限に係る通知に関する事。</p> <p>第20条の2第5項の規定による広報に関する事。</p> <p>第32条第2項及び第3項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る通知に関する事。</p> <p>第33条第1項及び第2項の規定による緊急通行車両の確認並びに同条第3項の規定による標章及び証明書の交付に関する事。</p> <p>第33条の3第1項の規定による道路の区間指定に係る通知に関する事。</p>
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	<p>第42条第2項の規定による訓練を実施する場合における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限に関する事（第183条において準用する場合を含む。）。</p> <p>第102条第6項の規定による立入制限区域の指定に係る通知及び公示に関する事（第183条において準用する場合を含む。）。</p> <p>第155条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行以外の車両の通行の禁止又は制限に関する事（第183条において準用する場合を含む。）。</p> <p>第155条第2項の規定において準用する災害対策基本法第76条第2項の規定による通行禁止等に係る事項を周知させる措置に関する事（第183条において準用する場合を含む。）。</p>
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	<p>第6条の規定において災害対策基本法施行令第20条の2第3項の規定の例による歩行者又は車両の通行の禁止又は制限に係る意見の聴取に関する事。</p> <p>第6条の規定において災害対策基本法施行令第20条の2第4項の規定の例による歩行者又は車両の通行の禁止又は制限に係る通知に関する事。</p> <p>第6条の規定において災害対策基本法施行令第20条の2第5項の規定の例による広報に関する事。</p> <p>第39条の規定において災害対策基本法施行令第32条第2項及び第</p>

	<p>3項の規定の例による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る通知に関すること。</p> <p>第39条の規定において災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項の規定の例による緊急通行車両の確認並びに同条第3項の規定による標章及び証明書の交付に関すること。</p>
高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）	<p>第24条の2の規定による高速自動車国道における区画線の設置又は通行の禁止若しくは制限に係る協議に関すること。</p>
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）	<p>第3条第3項の規定による共同溝整備道路の指定等に係る意見に関すること。</p>
タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）	<p>第43条第3項の規定によるタクシー乗場の指定並びに乗車禁止地区及び時間の指定に係る協議に関すること。</p>
大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	<p>第24条の規定による警戒宣言が発せられた場合における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限に関すること。</p> <p>第32条第2項の規定による防災訓練を実施する場合における歩行者又は車両の通行禁止又は制限に関すること。</p>
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	<p>第11条第2項及び第3項の規定による歩行者又は車両の通行の禁止又は制限に係る通知に関すること。</p> <p>第12条第1項及び第2項の規定による緊急輸送を行う車両であることの確認並びに同条第3項の規定による標章及び証明書の交付に関すること。</p> <p>第18条第3項の規定による道路管理者に対する歩行者若しくは車両の通行の禁止又は制限に係る意見聴取に関すること。</p> <p>第18条第4項の規定による歩行者若しくは車両の通行の禁止又は制限に係る通知に関すること。</p> <p>第19条第2項の規定による広報に関すること。</p>
幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）	<p>第5条第3項の規定による沿道整備道路の指定に係る協議に関すること（同条第6項において準用する場合を含む。）。</p>
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	<p>第4条の規定による認定に関すること。</p> <p>第5条第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>第5条第2項の規定による認定の通知及び認定証の交付に関すること。</p> <p>第5条第3項の規定による認定拒否の処分及び通知に関するこ</p>

と。

第5条第4項の規定による認定又は認定拒否の協議に関する  
こと。

第5条第5項の規定による認定証の再交付に関すること。

第7条第2項の規定による認定の取消しに係る協議に関する  
こと。

第8条第1項の規定による届出書の受理に関すること。

第8条第2項の規定による変更に係る通知に関すること。

第8条第3項の規定による認定証の書換えに関すること。

第9条第1項及び第2項の規定による認定証の返納に関する  
こと。

第9条第3項の規定による認定証の返納に係る通知に関する  
こと。

第19条第1項の規定により、読み替えて適用される道路交通法第22  
条の2第1項の規定による最高速度違反行為に係る指示に関する  
こと。

第19条第1項の規定により、読み替えて適用される道路交通法第58  
条の4の規定による過積載車両に係る指示に関すること。

第19条第1項の規定により、読み替えて適用される道路交通法第66  
条の2第1項の規定による過労運転に係る指示に関すること。

第19条第1項の規定により、読み替えて適用される道路交通法第74  
条の3第8項の規定による講習の通知に関すること。

第19条第1項の規定により、読み替えて適用される道路交通法第75  
条第9項の規定による文書の交付及び標章のはり付けに関する  
こと（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）。

第19条第1項の規定により、読み替えて適用される道路交通法第75  
条第10項の規定による申請の受理及び標章の取り除きに関する  
こと（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）。

第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出要求又は立入  
検査若しくは質問の実施に関すること。

第22条第1項の規定による必要な措置に係る指示及び三重県知事  
への通知に関すること。

第22条第2項の規定による必要な措置に係る三重県知事からの通  
知の受理に関すること。

第23条第1項の規定による停止命令に関すること。

第23条第2項の規定による三重県知事からの停止命令をすべき旨

	<p>の要請の受理に関すること。</p> <p>第23条第3項及び第24条第2項の規定による三重県知事との協議に関すること。</p> <p>第25条第1項の規定による処分移送通知書の送付に関すること（第25条第3項において準用する場合も含む。）。</p> <p>第25条第2項の規定による処分移送通知書の受理に関すること。</p> <p>第25条第2項第1号の規定による指示に関すること。</p> <p>第25条第2項第2号の規定による停止命令に関すること。</p> <p>第26条の規定による三重県知事との協力に関すること。</p>
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）	<p>第3条第2項の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定等に係る意見に関すること。</p>
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	<p>第25条第7項の規定による市町村の基本構想に定めようとする特定事業に係る協議に関すること（同条第11項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第25条第8項の規定による基本構想案の作成及び市町村への提出に関すること（同条第11項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第25条第10項の規定による基本構想の受理に関すること（同条第11項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第26条第3項の規定による協議会を行う旨の通知の受理に関すること。</p> <p>第26条第4項の規定による協議への対応に関すること。</p> <p>第27条第1項の規定による基本構想の作成又は変更の提案並びに基本構想素案の作成及び提示に関すること。</p> <p>第31条第4項の規定による道路特定事業計画に係る意見聴取に関すること（同条第7項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第31条第6項の規定による道路特定事業計画の受理に関すること（同条第7項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第36条第1項の規定による交通安全特定事業の計画の作成及び実施に関すること。</p> <p>第36条第4項の規定による交通安全特定事業に係る意見聴取に関すること（同条第6項において準用する場合を含む。）。</p> <p>第36条第5項の規定による交通安全特定事業計画の公表及び送付に関すること（同条第6項において準用する場合を含む。）。</p>
交通安全施設等整備	<p>第4条の規定による特定交通安全施設等整備事業の実施に関する</p>

<p>事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）</p>	<p>こと。 第5条第1項の規定による特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成及び提出に関すること（同条第3項において準用する場合を含む。）。</p>
<p>都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）</p>	<p>第46条第11項に規定する都市再生整備計画への施設等の設置に関する事項の記載に係る協議に関すること。</p>
<p>三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）</p>	<p>第9条第6項の規定による飲酒運転違反者の情報の提供に関すること。</p>
<p>その他</p>	<p>交通規制課が所管する事務に関し、警察庁と関係省庁との覚書に基づく関係機関との協議、意見聴取及び通知の受理に関すること。</p>